

令和7年度第5回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和7年11月18日(火)
13時00分～15時00分(予定)
場 所 飯塚市役所本庁6階 教育委員会会議室

1. 議題

(1) 令和7年度提言書(案)について

(2) その他

【事前送付資料】

資料1-1: 委員案集計

資料1-1: 委員より提出された提言書の案について

参考資料1: 福岡県令和6年度男女共同参画社会に向けての意識調査(抜粋)【提言案No.8 関連】

参考資料2: 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン(抜粋) 図3-27、図3-28【提言案No.8 関連】

参考資料3: 福岡県の性犯罪の現状(福岡県警察統計資料)【提言案No.14 関連】

参考資料4: 福岡県令和6年度男女共同参画社会に向けての意識調査(概要版)【提言案No.14 関連】

委員案集計

1	サンクス、男女共同参画プランの周知	管理指標No.3、5、6	1件	サンクス、男女共同参画プランの周知
2	学校教育に限らず、地域やデジタルメディアを活用した若年層向けの啓発・教育事業の展開	取組内容(3)(11)(12)	1件	若年層への啓発
14-1	性別による固定的役割分業にとらわれない男女共同参画の視点に立った学校教育の推進、進路指導継続	取組内容(11)(12)(13)	1件	
3、4	市女性管理職登用の推進	管理指標No.8 取組内容(28)	2件	政策・方針決定過程への女性の参画促進
5、6、7	審議会委員、自治会役員等の女性の参画	管理指標No.9 取組内容(29)(31)(32)(33)(70)(72)(73)	3件	
8	女性のエンパワーメント推進	管理指標No.7、8、9 取組内容(17)(18)(32)(33)	1件	女性の活躍促進
9	あらゆる分野における女性の活躍促進に関して女性の意思を尊重すること	基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍促進 重点目標1：社会における意思決定過程への女性の参画の促進 管理指標No.7、8、9、10 取組内容(26)(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(34)	1件	
10	育児・介護と仕事の両立支援の強化（男性の育児参画促進）	管理指標No.13、14 取組内容(50)(51)(52)(53)(54)	1件	ワーク・ライフ・バランスの推進
11	家庭における役割分担（介護）	管理指標No.21 取組内容(58)	1件	
12	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策	管理指標No.24 取組内容(81)(82)	1件	男女共同参画の視点からの防災対策
13	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透	取組内容(89)(90)(91)(92)(93)(94)(95)(107)(108)	1件	性の尊重とあらゆる暴力の根絶
14-2	デートDV等への理解促進、予防啓発	取組内容(99)(100)	1件	
14-3	発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育の推進	取組内容(107)(108)	1件	

委員より提出された提言書の案について

資料1-2

	提言案	提言の理由	後期プラン掲載部分
1	サンクスとプランの市民への周知をもっと行ってほしい。(他市の例なども調査し、よい方法、新しい方法を試してほしい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理指標3と5、6の現状値が大変低い(目標値にはるかに届かない)ことに問題があるため。 ・サンクスに限らず全国的な課題であるが、サンクスができたところからの利用者が高齢化し、これまで関心が高かった人に加え、新しい利用者、関心の高い人を育てる必要があると考えます。 ・サンクスの施設も新しくなる。プランも新しくなる。よい機会と思うので、現状値が低い理由の分析、対応を行うとよいと思う。市民との接点を増やす。 	管理指標No.3、5、6
2	若年層への男女共同参画教育の充実 男女共同参画の理念を次世代に確実に継承するには、早期からの教育が鍵となります。学校教育に限らず、地域やデジタルメディアを活用した若年層向けの啓発・教育事業の展開を提案します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理念を将来世代に継承するためには、早期からの教育が重要。 ・学校教育に加えて、地域活動やデジタルメディアなど多様な場を活用した啓発・教育の展開が必要。 ・若年層へのアプローチを強化し、意識の醸成を図ることが求められる。 	取組内容(3)(11)(12)
3	市女性職員の管理職登用の更なる推進を図ること。	管理職(課長以上)に占める女性の割合が令和6年度で11.3%と目標としていた20%に届かず、県下の市町村の中でも下位に位置し、更なる取組・推進が必要と思考する為。	管理指標No.8 取組内容(28)
4	女性の管理職の地位に占める割合にかかわる取組について、女性に限らず男性も含め管理職の在り方について検討をすすめること	<p>令和6年度第3回の委員会において、下記のようなやり取りをしている。</p> <p>すでに検討はなされているが、男性の育児休業の在り方の検討やDXの推進以外にももう少し踏み込んだ具体的な検討ができるとよいのではないかと。</p> <p>飯塚市だけでなく、管理職になりたくないというアンケート結果がみられる中で、飯塚市の運営に積極的、主体的にかかわる職員を増やしていくことが、男女が共同して参画していく上でも必要ではないかと考えるため。</p> <p>(下記議事録より抜粋)</p> <p>○女性職員が昇任を希望しない原因の分析が必要。解決策を検討していれば示してほしい。</p> <p>⇒昨年度行ったアンケートにおいて、「家事と仕事の両立が難しい」という回答が一番多かった。固定的性別役割分担の脱却を図るためにも男性育児休業取得推進に向けた取組を進めていく。</p> <p>○昇進を希望しない理由の一つに女性特有の健康課題を抱えている方も多いのではないかと思う。昇任した女性の健康課題に対してのサポート体制について伺いたい。</p> <p>⇒現状では、女性の更年期も含めた健康課題に特化したサポートは実施していないが、産業保健師に相談できる環境は整えている。</p> <p>○昇任を希望している男性が48%と聞いて意外だと思った。昇任すると負担感が増えるとか、昇任を希望しない理由はどういうところにあるのか</p> <p>⇒回答は、選択制にしており、細かく覚えていないが、業務や責任が増えるという回答が多かったように記憶している。</p> <p>○業務負担の増加について、仕事を分担しやすくするなどの方策は検討されているか。</p> <p>⇒業務の負担が増加していることは、市役所全体で抱える課題であり、業務改善・DX推進課と連携し、働き方改革・業務改善に取り組んでいる。</p>	管理指標No.8 取組内容(28)
5	市の自治会長・まちづくり協議会の女性の参画促進については是非進めたいものである。	市の自治会長の女性は極めて少人数であるのが現状です。	管理指標No.9 取組内容(31)(70)
6	地域活動における女性の参画促進 地域の持続可能性を高めるためには、多様な人材が意思決定に関与することが不可欠です。自治会・消防団・PTAなど地域活動の場における女性の参画を推進するため、リーダー育成や比率の可視化等、仕組みの整備が求められます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の持続可能性を高めるには、多様な人材の意思決定への関与が不可欠。 ・自治会・消防団・PTAなどの活動において、女性の参画が十分でない。 ・女性リーダーの育成や参画比率の見える化など、参画を促進する仕組みづくりが求められている。 	管理指標No.9 取組内容 (29)(31)(32)(33)(70)(72)(73)

委員より提出された提言書の案について

資料1-2

	提言案	提言の理由	後期プラン掲載部分
7	基本目標3男女が共に支えあい、安全・安心で住みやすいまちづくり 重点目標2地域社会への男女共同参画の推進	<p>R6年度の後期プラン進捗状況調査によればまちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数はR6年で6か所、目標は0になっていません。まちづくり推進課においても協議会への働きかけが行われ、会則の改正もされているということですが、市内全体では278の自治会、現在16人の女性自治会長。比率にすると約5.5%。</p> <p>自治会長ハンドブックの中で、自治会の役員の選任は積極的に女性を役員に登用するよう心がけ、男女ともに地域づくりに参加していきましょうとあります。自治会長も含め、自治会運営には男女が協働していくことが重要と考えます。</p> <p>R6年度の進捗管理において、以下のような回答がありました。政策・方針決定過程への男女共同参画の推進施策について市長のリーダーシップを望みます。</p> <p>○質問・意見：まちづくり推進課長が、今後那珂川市の補助金制度について研究を行っていききたいという趣旨の回答を昨年度されてきました。那珂川市では今年度からさらに3年間制度実施の延長が決まっているようですが、その点も含め那珂川市の実績の研究結果や、延長の理由等をまちづくり推進課で把握されていたら教えてください。また今後の市の取組についても教えてください。</p> <p>○回答：R5年度に那珂川市人権政策課（人権同和政策・男女共同参画担当）に事業概要についての視察を実施。【3年間の事業実績】市内37自治会中12自治会の申請が有り（実績値32.43%）【制度延長する理由】3年間の事業結果の要因や成果について効果検証を行い、R6以降反映するため継続する予定であるとのこと。本市の今後の取組について、女性が地域における会議等の意思決定の場に参画し様々な視点や発想、能力を発揮できるよう推進することは重要であると考えていますが、近年は自治会で抱える大きな課題として役員の担い手不足、役員の高齢化が深刻化しており、また次世代の役員候補も見つからない状況であります。加えて自治会加入率が低下し続けている中、全ての住民が地域づくりへの参画が重要であると考えます。更には若者の地域参画の促しも重要な課題となっています。これらの課題を鑑みれば、自治会存続、加入者向上に向けた政策をまずは検討する必要があると考えています。（まちづくり推進課）</p>	管理指標No.9 取組内容 (29)(31)(32)(33)(70)(72)(73)
8	今後の男女平等参画社会の進展にあっては「女性のエンパワーメント」推進に力点を置くべきである。	<p>飯塚市の第二次男女共同参画後期プランにおける「図3-27 地域の役職を推薦されたら引き受けるか」の女性の回答においては圧倒的に「引き受けない」が多く、「図3-28 地域の役職を引き受けない理由」においても「役職に就く知識や経験がない」という回答が男性よりも多い。また、福岡県の令和元年男女共同参画社会に向けての意識調査における「図表27 役職・公職への就任を依頼された場合の断る理由」では「責任が重い」や「知識や能力の面で不安がある」と回答する女性が男性よりも多いという結果がある。</p> <p>これらのことは、役職に就任する機会が男女同じであったとしても、女性の意向や能力により役職就任の割合が男女で均衡しない要因となるおそれがあると考え。</p> <p>例えば、全国の「共働き世帯数」は昭和55年以降右肩上がりで増加し続けているが、このことは女性の社会進出の顕著な表れであるとともにジェンダー平等の意識に乏しい女性にとって社会進出が困難な時代から、女性が自らの力で進出を果たしてきた顕著な証とも言える。</p> <p>もはやジェンダー平等の啓発は不要とまでは言わないが、今後の男女平等参画社会の進展にあっては「女性のエンパワーメント」推進に力点を置くべきであり、女性が自ら管理職や役員への登用を望み、達成を果たすための女性自身の意識改革及び能力開発に係る施策、及び女性のキャリアアップ支援に積極的な企業への優遇施策に傾注して実施するべきと考える。</p>	管理指標No.7、8、9 取組内容(17)(18)(32)(33) ※参考資料1、参考資料2
9	あらゆる分野における政策・方針決定過程において、女性の意思を尊重した上での、女性参画促進に取り組んでもらいたい。	“女性を起用しなければならぬから”“社会がそのような動きだから”という空気感は、特に女性の意思を尊重できない状況に陥っていくのではないかと懸念しているため。	基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍促進 重点目標1：社会における意思決定過程への女性の参画の促進 管理指標No.7、8、9、10 取組内容 (26)(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(34)

委員より提出された提言書の案について

資料1-2

	提言案	提言の理由	後期プラン掲載部分
10	<p>育児・介護と仕事の両立支援の強化（男性の育児参画促進）</p> <p>少子高齢化の進行や共働き世帯の増加を背景に、育児・介護と就労の両立が重要な課題となっています。中でも、男性の育児・介護参画は進捗が鈍く、女性に偏った負担が続いています。本市として、男性の育児休業取得や柔軟な働き方を後押しする制度や啓発活動の充実を提言します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や共働き世帯の増加により、育児・介護と就労の両立が喫緊の課題。 ・特に男性の育児・介護参画が進んでおらず、女性に負担が偏っている現状がある。 ・そのため、男性の育児休業取得や柔軟な働き方を促す制度整備・啓発活動の充実が必要。 	<p>管理指標No.13、14 取組内容(50)(51)(52)(53)(54)</p>
11	<p>家庭における役割分担（介護）</p>		<p>管理指標No.21 取組内容(58)</p>
12	<p>男女共同参画の視点を踏まえた防災対策 防災分野における取組の推進</p>	<p>避難所運営や衛生用品等の生活必需品の男女におけるニーズの違いや、高齢者、子ども等、それぞれに即した対応が必要となるため、平常時からの男女共同参画の視点に立った防災対策を推進してほしい。</p>	<p>管理指標No.24 取組内容(81)(82)</p>
13	<p>基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心ですみよい、まちづくり 重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶</p>	<p>セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR）は、性と生殖に関する健康と権利（性に関する健康、性的権利、生殖に関する健康、生殖に関する権利）です。自分のセクシュアリティや望む時に望むだけの子どもを持つこと、子どもを持たないことをすべての人が自分で決められます。そのためには、避妊の方法や不妊治療について知ること、生殖器のがんや感染症の予防や治療について知ること、そして、母子保健や育児支援が重要です。しかしSRHRに関して抱える問題点は多数存在しています。たとえば、母体保護法の問題、包括的性教育の未発達、LGBTQへの差別、男性主体の避妊法、性暴力の問題、産後うつなどの問題、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康に関心をもつ）の認知度の低さ、不妊症への理解不足などです。「こんなはずじゃなかったのに…」と思いがらの妊娠・出産は、女性の心身に大きな負担がかかります。「子どもを産みたい」、「産みたくはない」、「いつ、何人産む」ことについて、安全な妊娠・出産、そして子どもが健康に生まれ育つことなど含めて、一人ひとりが自分らしい生き方のために考えることが大切です。全ての人が健康で豊かな生涯を送るためにも、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害、また、性暴力や買売春など、さまざまな問題についてすべての人が正しい性の知識を得ることが大切です。</p> <p>こども家庭庁でも令和4年度から性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアを推進することを目的に、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた切れ目のない相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」を推進しています。（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）本市でも、性暴力の防止をとりくみながら、全ての人が性の主体となる学びを推進するべきです。今実施している就学前でのCAPプログラムの学校教育への導入や包括的性教育を教育課程に取り入れて推進することが重要です。</p>	<p>取組内容 (89)(90)(91)(92)(93)(94)(95)(107)(108)</p>
14	<p>基本目標3：男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり ◆重点目標3：性の尊重とあらゆる暴力の根絶</p> <p>1 性別による固定的役割分業にとらわれない男女共同参画の視点に立った学校教育の推進、進路指導継続して行ってほしい。</p> <p>2 子どもたちに対してデートDV等への理解を促進させ、予防啓発を継続して進めてほしい。</p> <p>3 発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行い、自分も相手も大切に考えることを指導してほしい。</p>	<p>1 就労の場、地域社会、学校、メディア等の様々な場面において、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、問題意識を持つには早期に学習し、自分以外の意見を聴き、考える機会が必要である。</p> <p>2 デートDVが起きる原因を知るとは、自分も相手も大切に認め合う関係を作っていく可能性を広げ、よりよく生きることにつながる。時には相手の要望に従わない決断も大事だと思えるようになってほしい。自分で判断できないときに誰かに相談できる気持ちを持ってほしい。また、令和6年度の男女共同参画社会に向けての意識調査でDVの相談先は男女ともに友人知人が60%以上であり、身近な人が正しい情報を知っていることで支援につながってほしい。</p> <p>3 令和6年中の福岡県の性犯罪認知件数は482件（男性18件、女性464件）であり前年比120件（33%）増加している。年代も10代及び20代の被害が約8割を占めている。加害者からSNSで画像を送ってほしいと言われ、送ったことで脅迫され、性暴力の被害にあうこともある。男女ともに加害行為をしない意識を持つことと被害にあう前に自分を守る方法や相談できることを学んでほしい。</p>	<p>1.取組内容(11)(12)(13) 2.取組内容(99)(100) 3.取組内容(107)(108)</p> <p>※参考資料3、参考資料4</p>

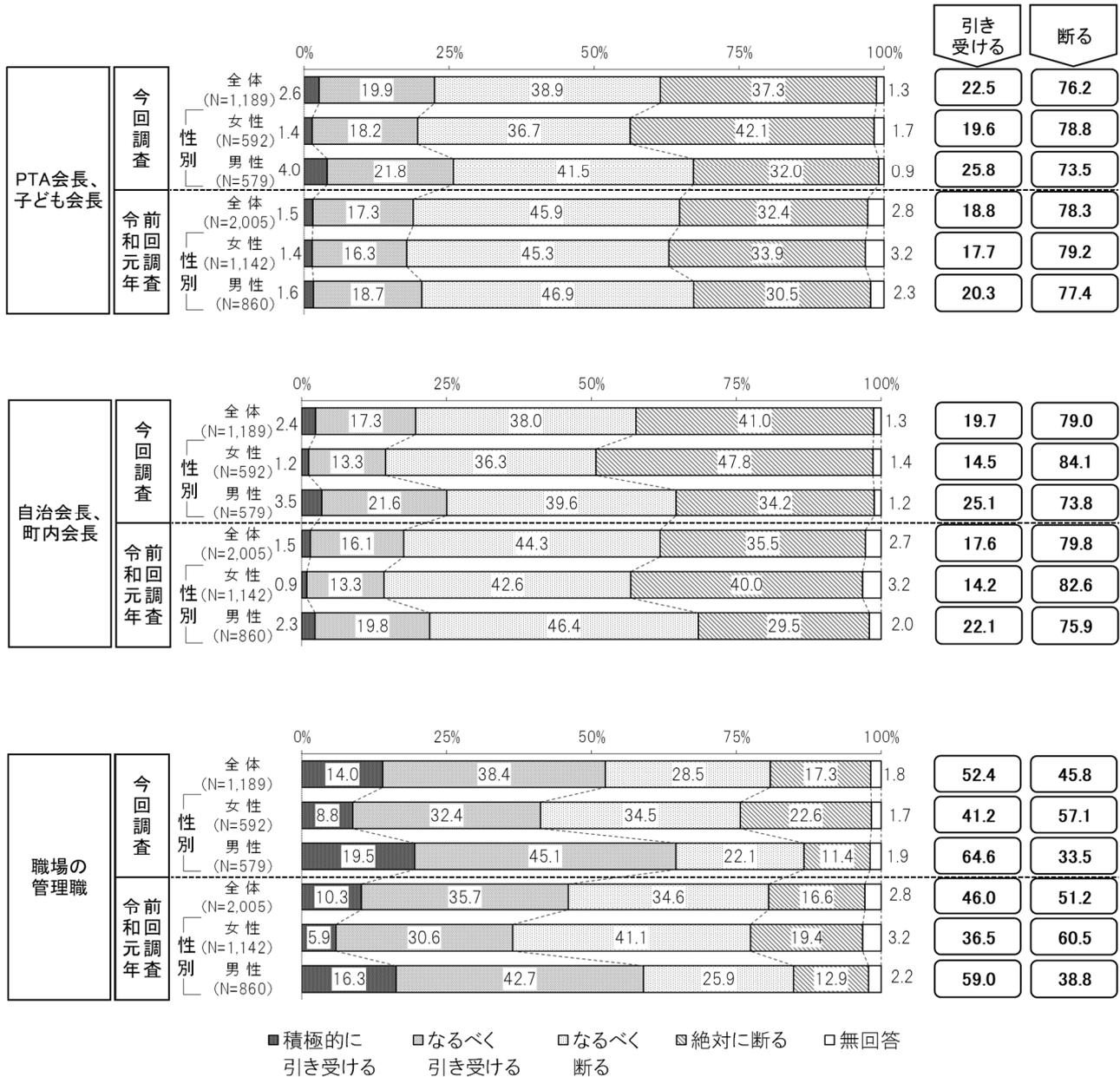
Ⅱ 調査結果 第1章 男女の地位について

2. 役職、公職への就任や立候補の依頼について

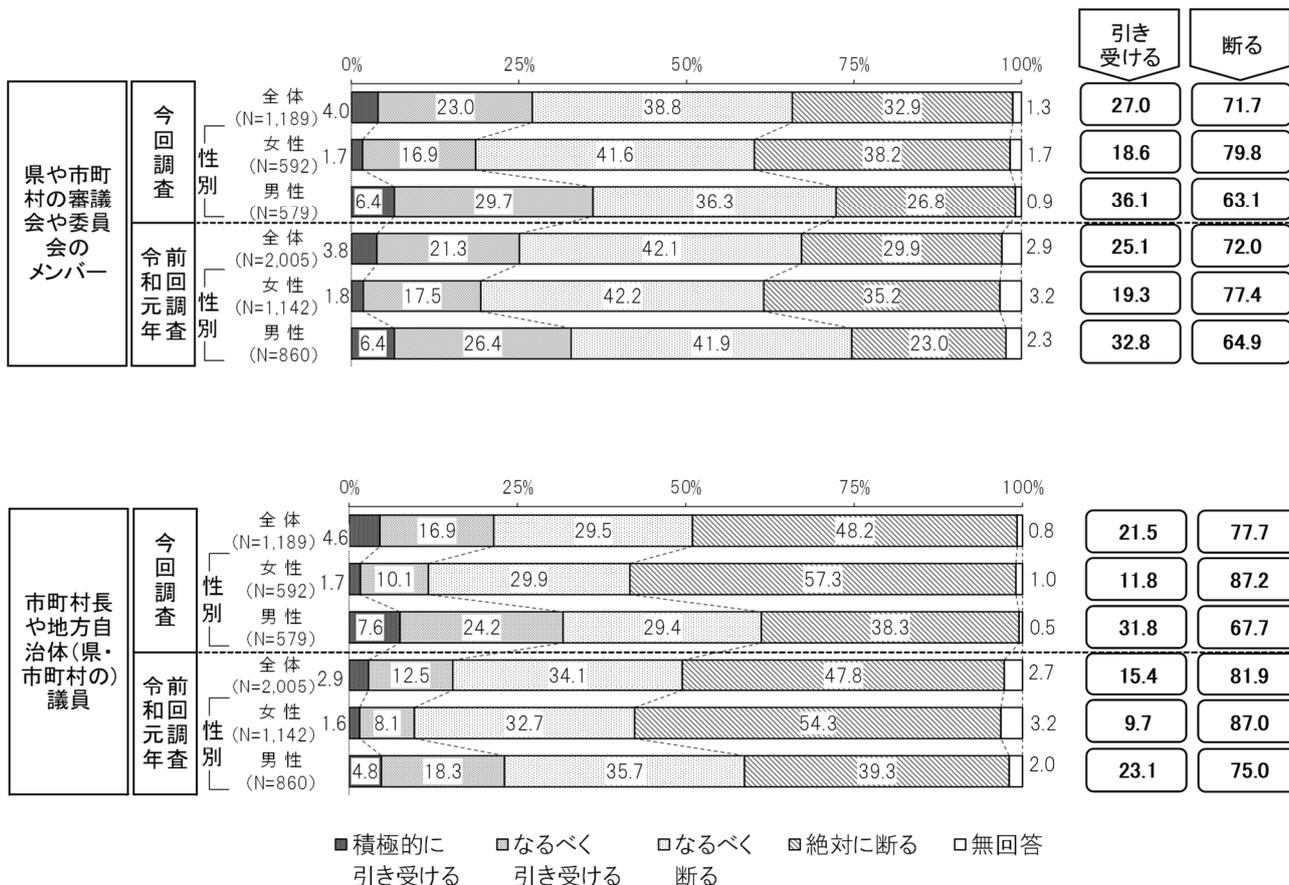
(1) 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応

問2 仮にあなたが、次のような役職、公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。
(○印はそれぞれ1つずつ)

図Ⅱ-1-9(1) 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別](前回調査比較)



図Ⅱ-1-9(2) 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別](前回調査比較)



様々な役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応についてたずねたところ、「職場の管理職」以外で、「絶対に断る」と「なるべく断る」を合わせた『断る』の割合が、「積極的に引き受ける」と「なるべく引き受ける」を合わせた『引き受ける』の割合を上回っている。その中で「職場の管理職」だけは『引き受ける』の割合が52.4%と『断る』を上回っている。その他の項目では『断る』が7割台と役職や公職を引き受けることに対する抵抗感は全般的に高いといえる。

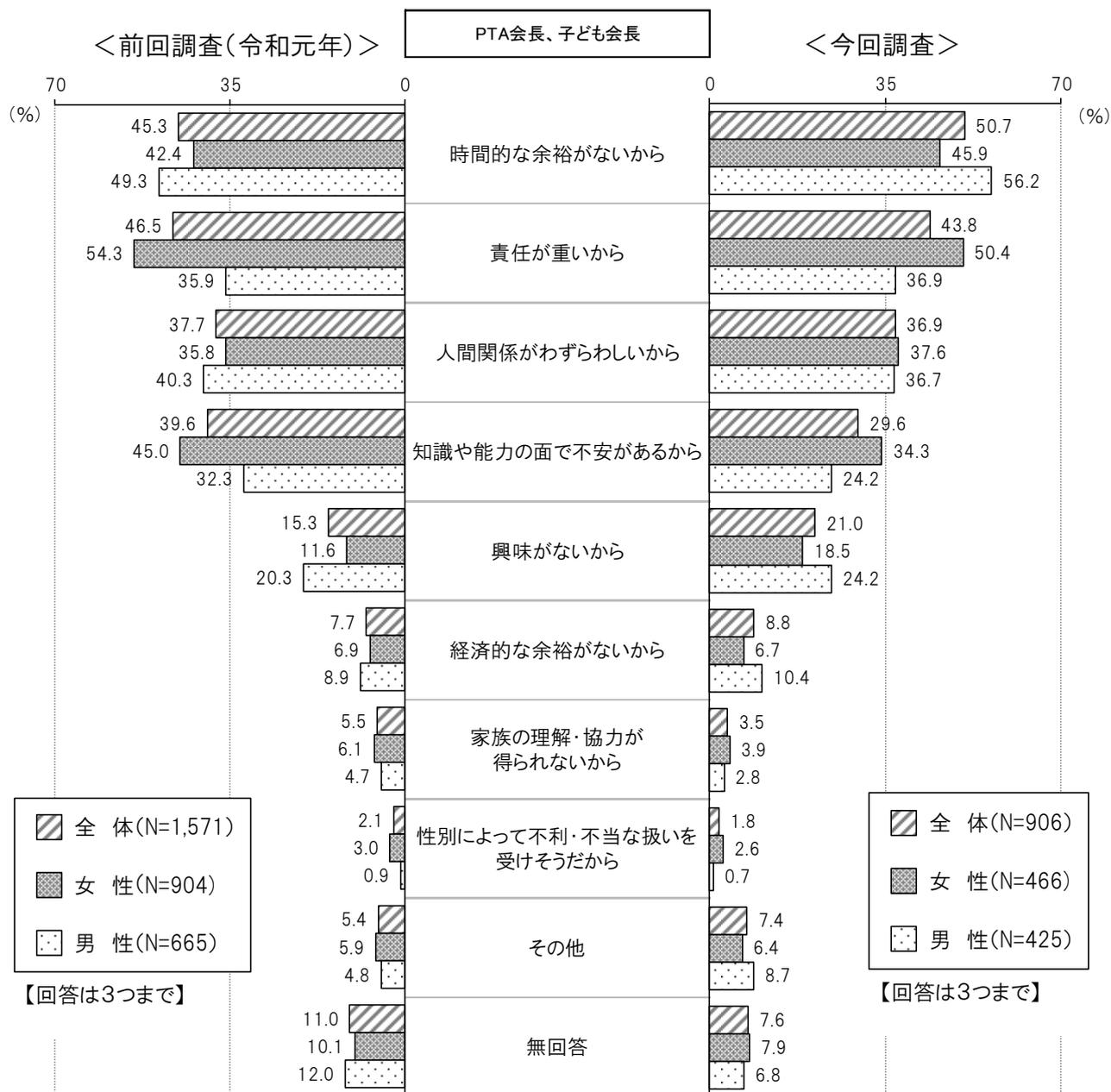
性別でみると、すべての役職、公職において女性の方が男性よりも『引き受ける』割合が低く、『断る』割合が高くなっている。その傾向が特に顕著なのは「職場の管理職」で男性は『引き受ける』が64.6%で『断る』の33.5%よりも高いのに対して、女性では『引き受ける』が41.2%で男性よりも23.4ポイント低く、『断る』の57.1%よりも大幅に低くなっている。一方で、「PTA会長、子ども会長」は、『引き受ける』の割合が、男性25.8%に対して女性は19.6%となっており、他項目と比べると男女の差は小さくなっている。

前回調査との比較では、すべての項目で『引き受ける』割合が若干増加しており、性別でみると、「県や市町村の審議会や委員会メンバー」で女性の『引き受ける』がわずかに減少している。

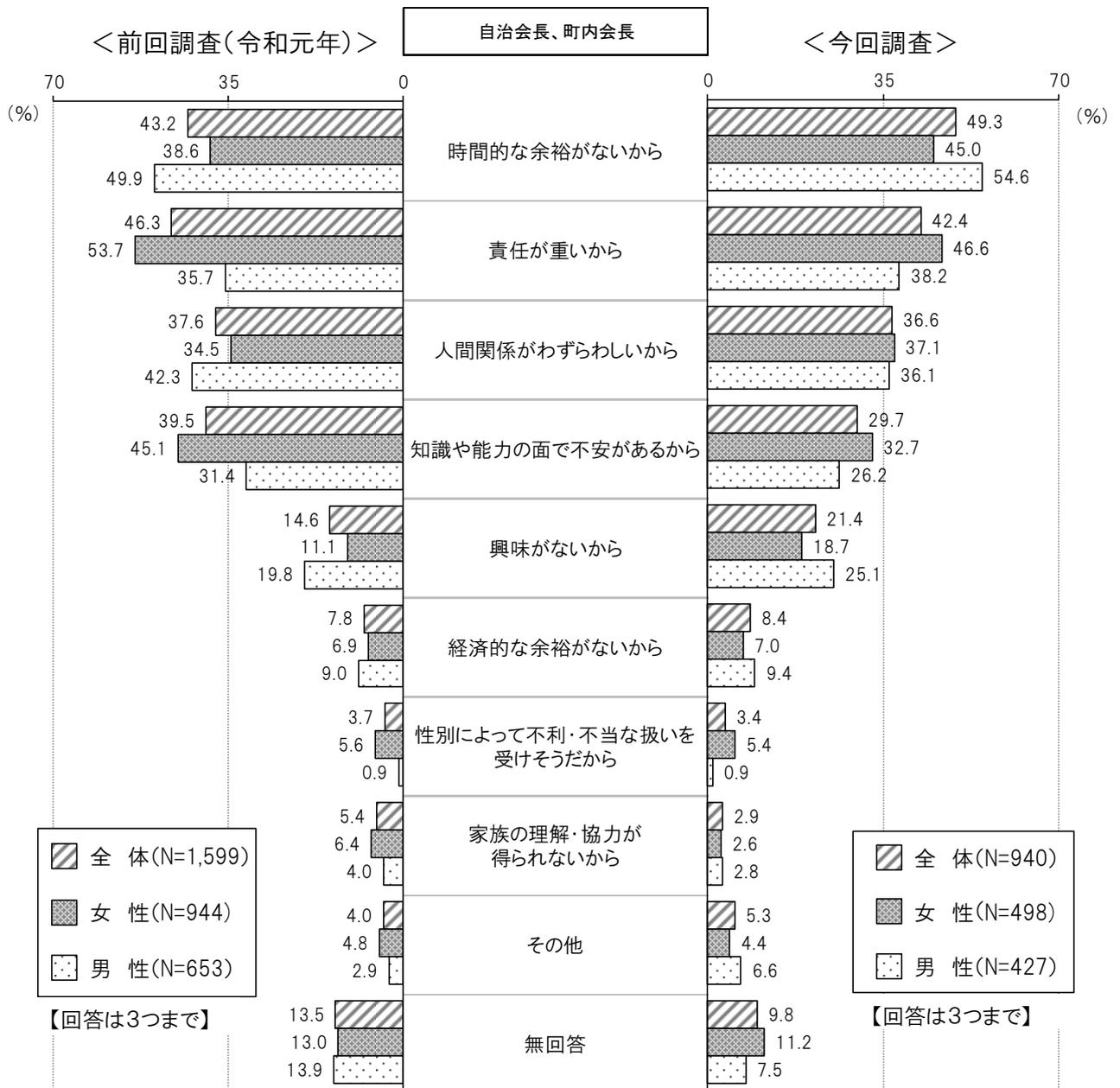
(2) 断る理由

問2SQ【問2で①～⑤のいずれかに「3.なるべく断る」「4.絶対に断る」と答えた方におたずねします。】断る理由は何ですか。①～⑤についてあてはまる項目の番号を3つまで記入してください。

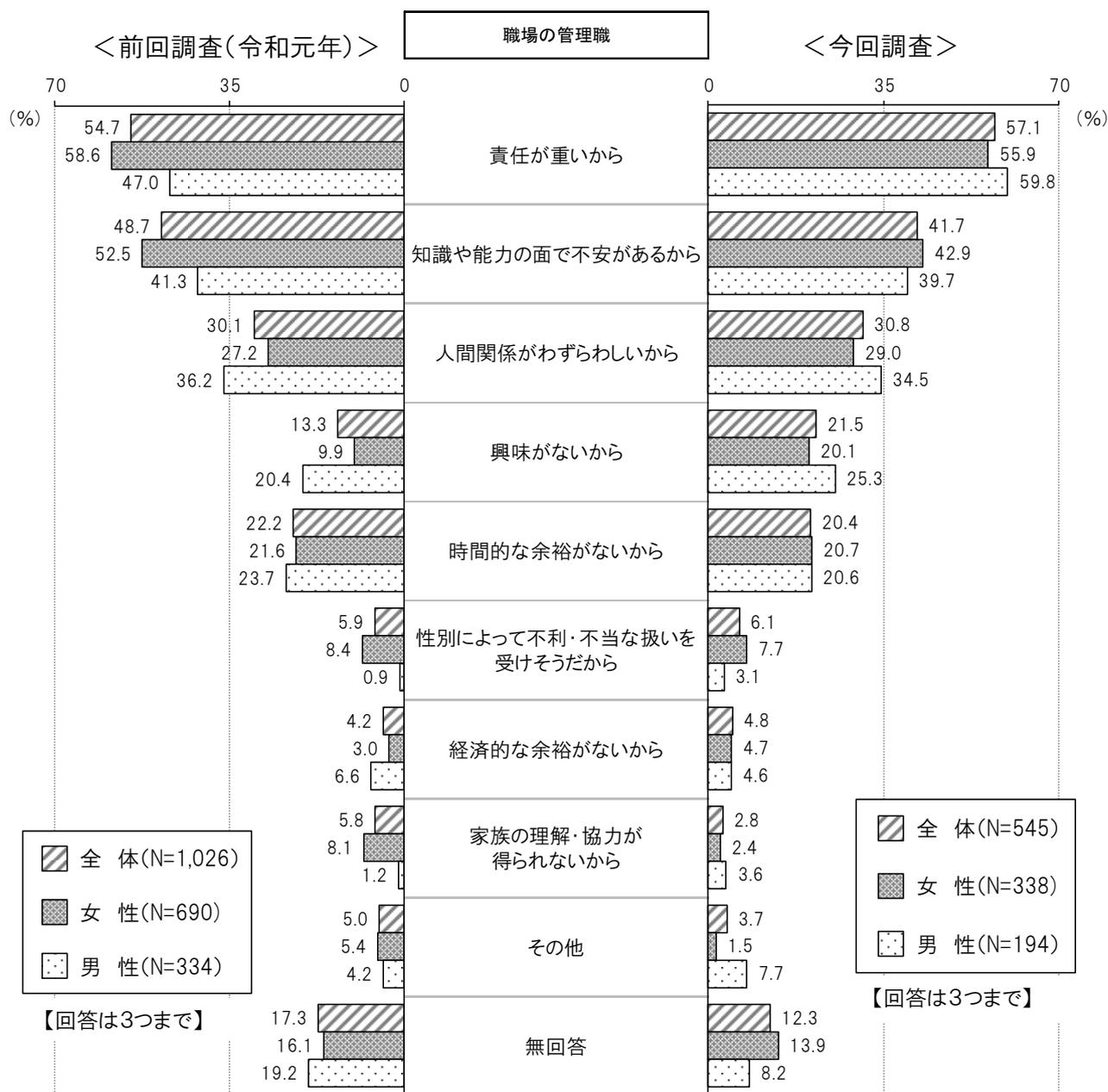
図Ⅱ-1-10(1) 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別](前回調査比較)



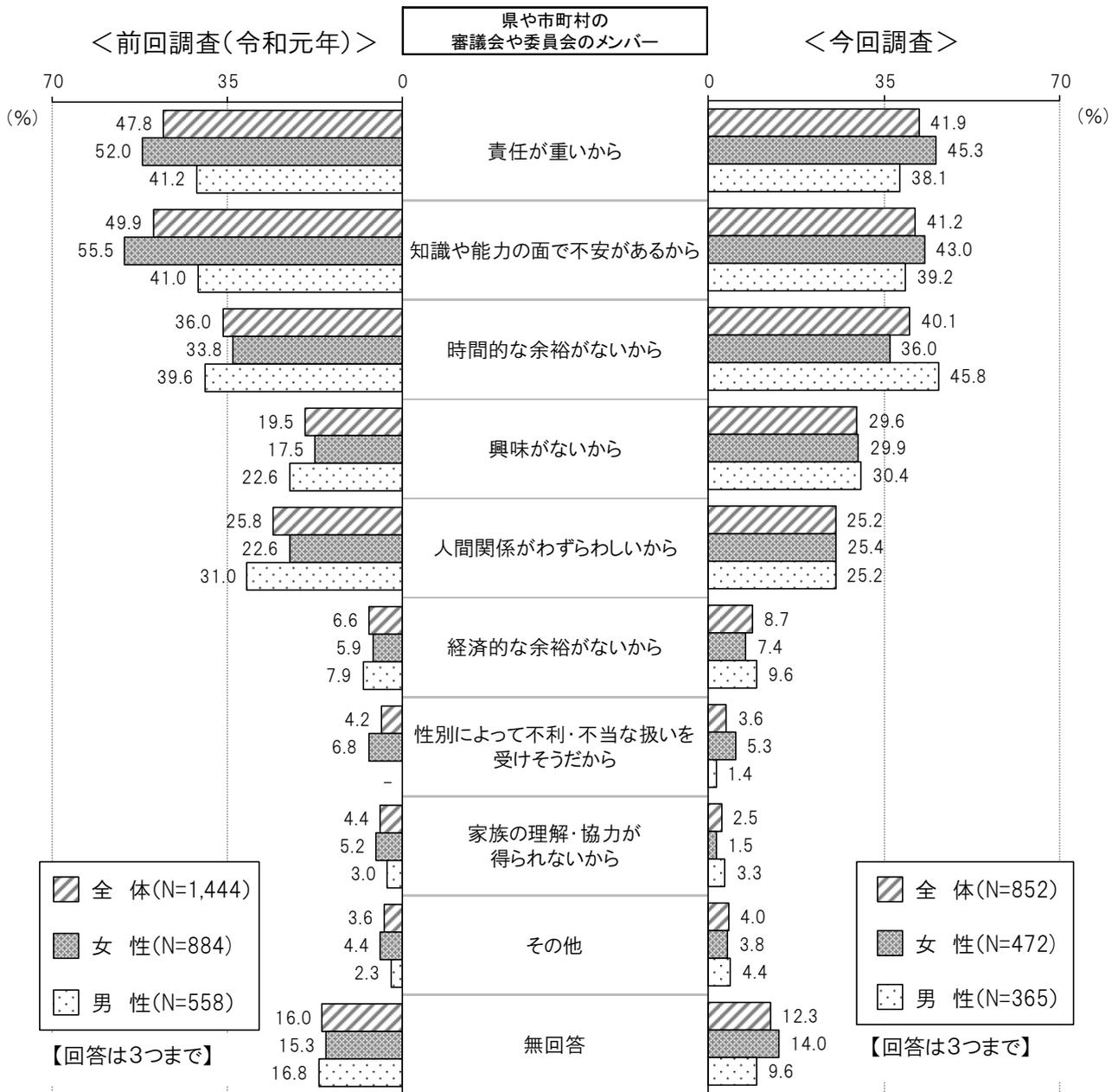
図Ⅱ-1-10(2) 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別](前回調査比較)



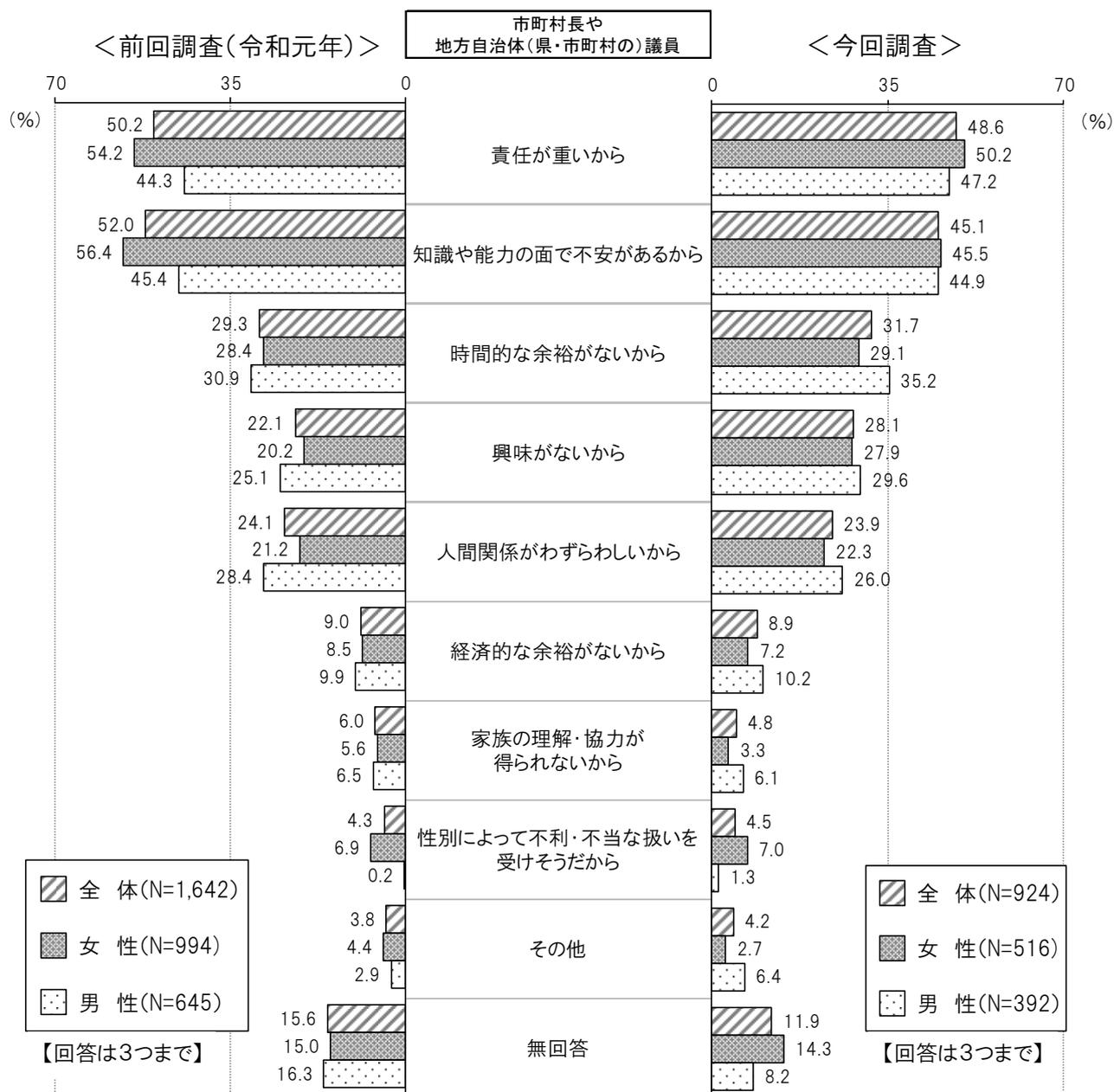
図Ⅱ-1-10(3) 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別](前回調査比較)



図Ⅱ-1-10(4) 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別](前回調査比較)



図Ⅱ-1-10(5) 役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別](前回調査比較)

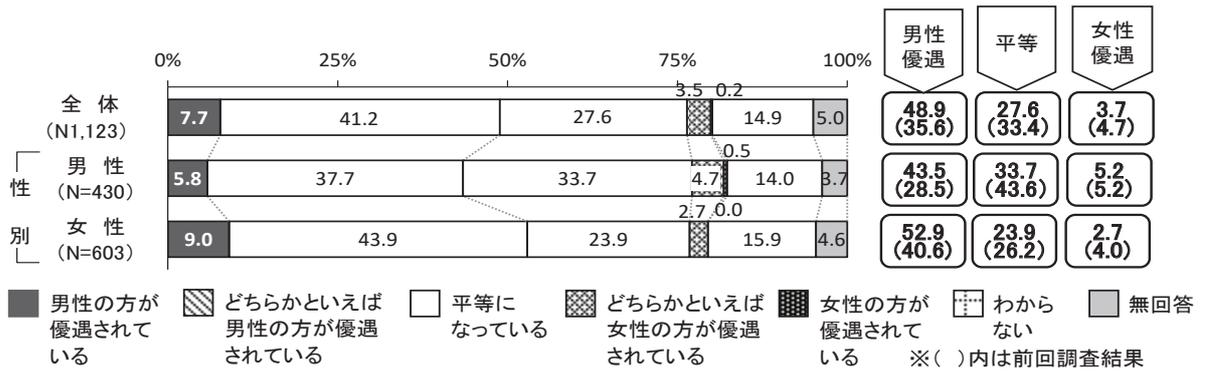


役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由をたずねたところ、「職場の管理職」、「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」、「市町村長や地方自治体(県・市町村)の議員」では「責任が重いから」が最も高く、特に「職場の管理職」では57.1%と高くなっている。「PTA会長、子ども会長」と「自治会長、町内会長」では「時間的な余裕がないから」も50%前後と高くなっている。また、すべての項目で「責任が重いから」が40%以上、「興味がないから」は20~30%となっている。

性別で見ると、いずれの役職、公職についても同じ傾向がみられ、「知識や能力の面で不安があるから」「性別によって不利・不当な扱いを受けそうだから」は女性の方が高く、「時間的な余裕がないから」「興味がないから」は概ね男性の方が高くなっている。

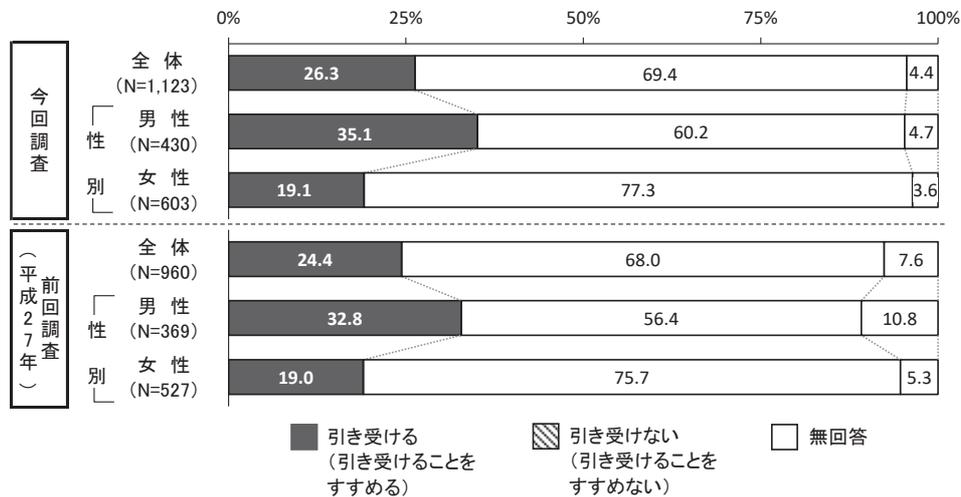
前回調査との比較については、上位にあげられている理由は前回と今回調査で同程度となっている。

図 3-26 地域活動の場における男女の平等感



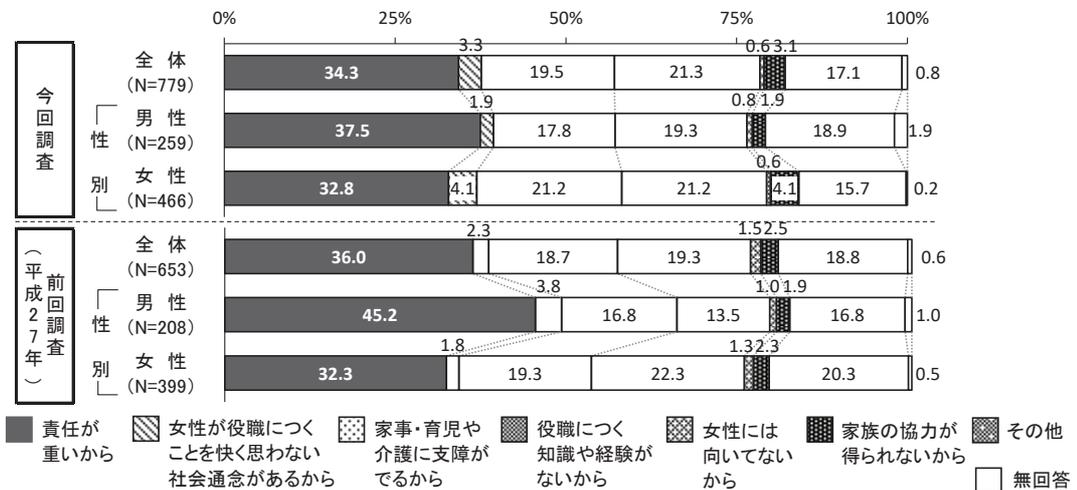
資料：R3 市民意識調査結果

図 3-27 地域の役職に推薦されたら引き受けるか（女性）
妻など身近な女性が推薦されたら引き受けることをすすめるか（男性）



資料：R3 市民意識調査結果

図 3-28 地域の役職を引き受けない（引き受けることをすすめない）理由



資料：R3 市民意識調査結果

福岡県の性犯罪の現状 【令和6年中・確定値】

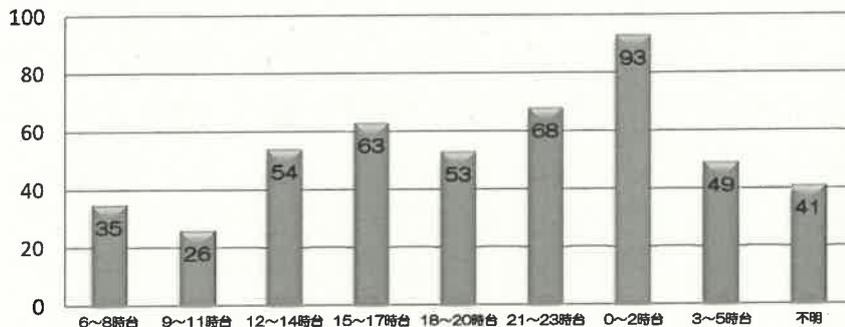
性犯罪

○ 認知件数 ※ 刑法改正に伴い、強制性交等が不同意性交等、強制わいせつが不同意わいせつに変更となっています。

罪種	認知件数	前年比
性犯罪	482	+120 (+33%)
不同意性交等	180	+60 (+50%)
不同意わいせつ	302	+60 (+25%)

令和6年中における性犯罪認知件数は、482件であり、前年比120件（約33%）増加している。
また、被害者の男女別は男性18件、女性464件となっている。

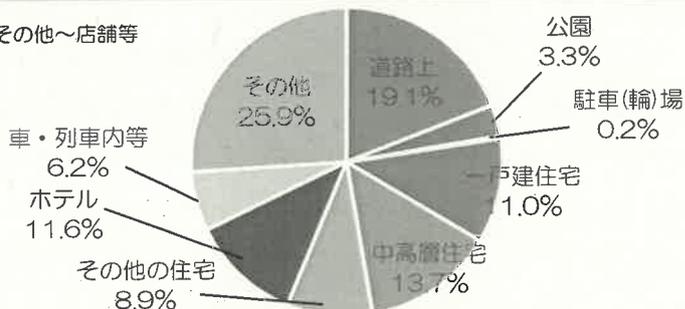
○ 時間帯別 ※ 前年比の「%」は、小数点以下を四捨五入しています。



0時~2時台の被害が93件と最も多くなっている。

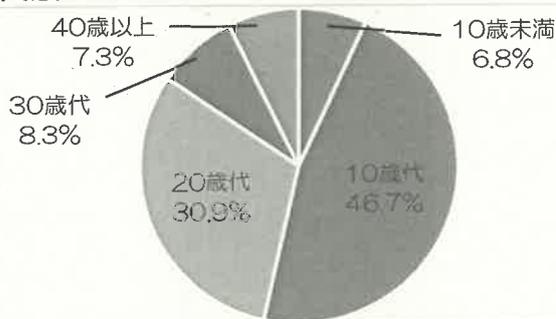
○ 場所別

※ その他~店舗等



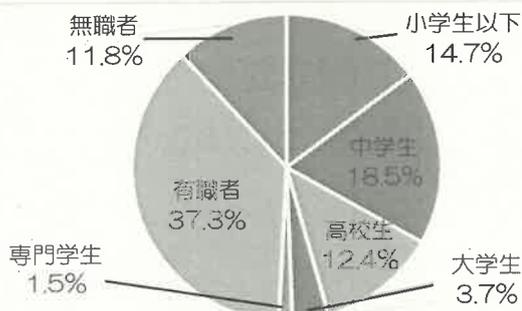
住宅及びホテルでの被害が全体の約5割を占めている。
次いで道路上での被害が約2割を占めている。

○ 年代別



10歳代及び20歳代の被害が全体の約8割を占めている。

○ 学職別



有職者の被害が全体の約4割を占めている。
次いで中学生の被害が約2割を占めている。

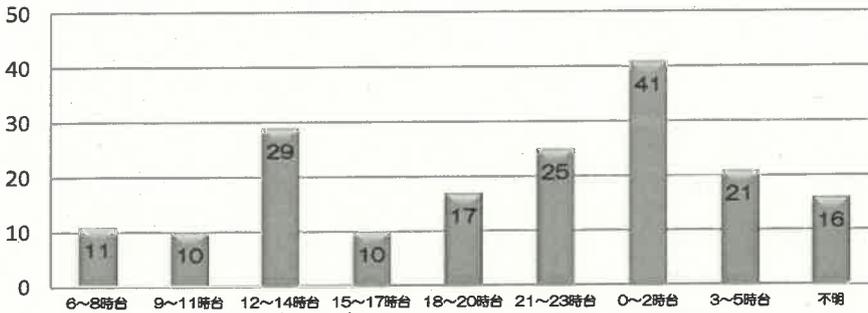
※ 小数点第一位まで表示しています。

福岡県の性犯罪の現状 【令和6年中・確定値】

不同意性交等

180件（前年比+60、+50%）

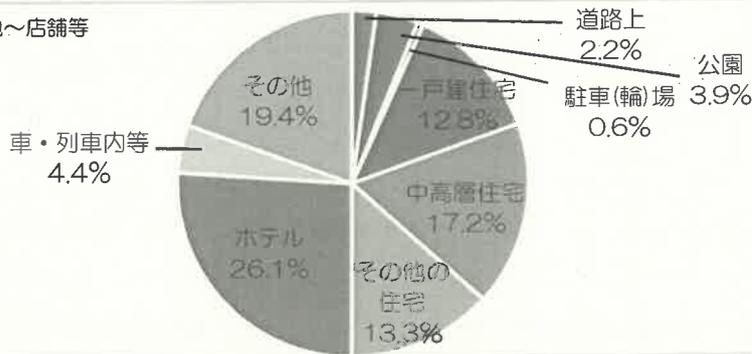
○ 時間帯別



0時～2時台の被害が41件と最も多くなっている。

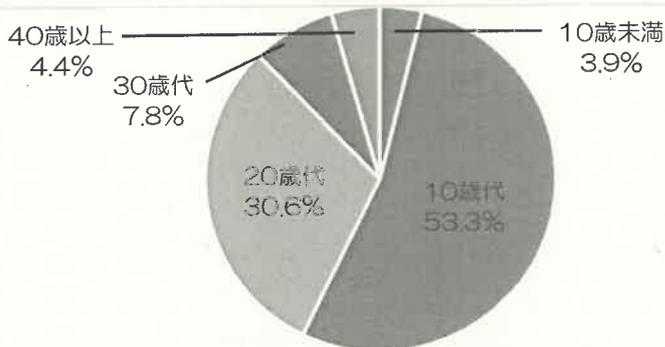
○ 場所別

※ その他～店舗等



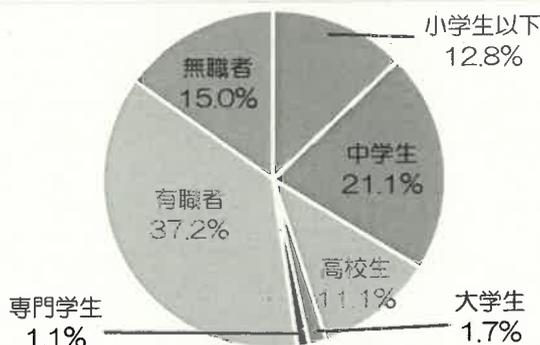
住宅及びホテルでの被害が全体の約7割を占めている。

○ 年代別



10歳代及び20歳代の被害が全体の約8割を占めている。

○ 学職別



有職者の被害が全体の約4割を占めている。
次いで、中学生の被害が約2割を占めている。

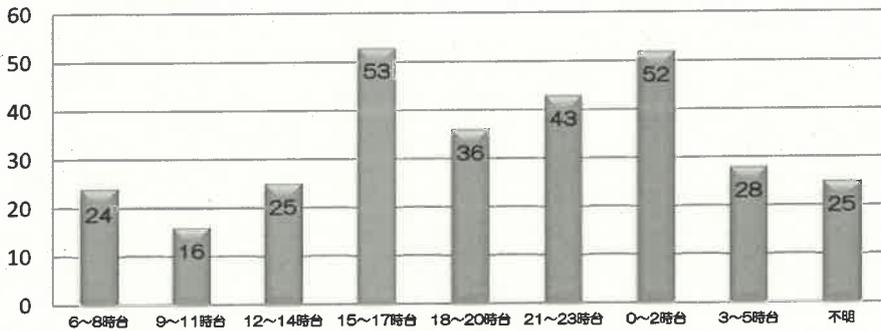
※ 小数点第一位まで表示しています。

福岡県の性犯罪の現状 【令和6年中・確定値】

不同意わいせつ

302件（前年比+60、+25%）

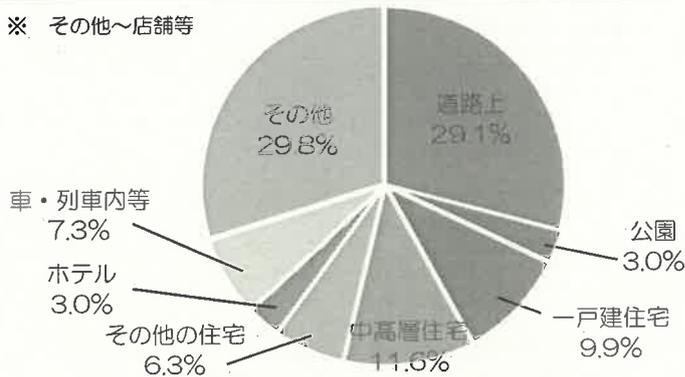
○ 時間帯別



15時～17時台の被害が53件と最も多く、次いで0時～2時台の被害が52件となっている。

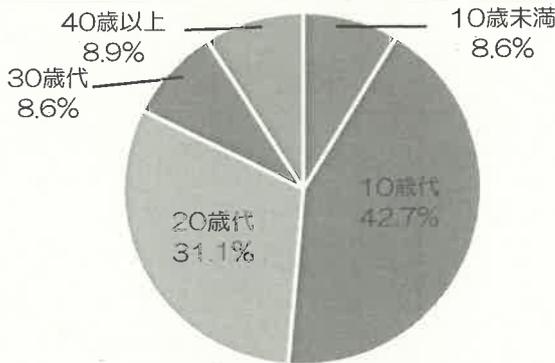
○ 場所別

※ その他～店舗等



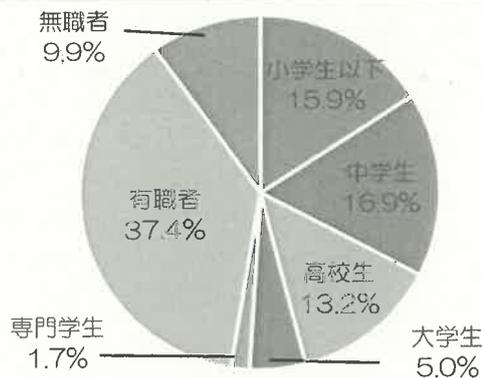
道路上の被害が全体の約3割を占めている。

○ 年代別



10歳代及び20歳代の被害が全体の約7割を占めている。

○ 学職別



有職者の被害が全体の約4割を占めている。
次いで、小学生以下の被害、中学生の被害がそれぞれ約2割を占めている。



令和6年度

男女共同参画社会 に向けての意識調査

概要版



令和7年3月

福岡県人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課



目次 index

1	回答者の特徴	1
2	男女の地位	2
3	家庭生活	4
4	育児や介護	6
5	職業	7
6	地域活動	9
7	政治分野における男女共同参画	10
8	悩みを相談する体制	11
9	配偶者などからの暴力について	13
10	男女共同参画社会の実現	16
11	男女共同参画センター	17

調査の目的

この調査は男女共同参画社会（男女が、お互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会）の実現を目指し、さまざまな取組みを進めるために県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策に反映させることを目的として実施しました。

調査の性格

- 調査地域 福岡県全域
- 調査対象者 18歳以上75歳未満の男女3,500人
- 調査方法 郵送による配布、郵送・WEB併用回収
- 調査期間 令和6年12月4日(水)～令和6年12月31日(火)
- 回収率 有効回収数845人（有効回収率24.1%）

※政令指定都市以外の地域は、抽出率に2倍の標本数を割り当てたので、集計にあたっては福岡市、北九州市を2倍に加重集計し、最終的に各地域の抽出率が同じになるようにしたため、集計回答総数は1,189となっています。

※回答率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならないことがあります。

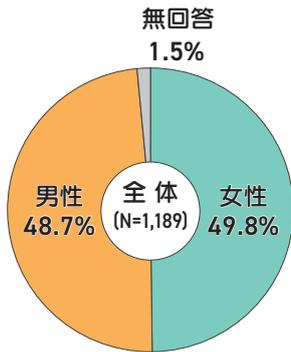
※本文中で参考として使用しているデータの出典は

- 前回調査 「男女共同参画社会に向けての意識調査」
（令和元年度 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課）
- 全国調査 「男女間における暴力に関する調査」（令和5年度 内閣府）
「男女共同参画に関する世論調査」（令和4年度 内閣府）

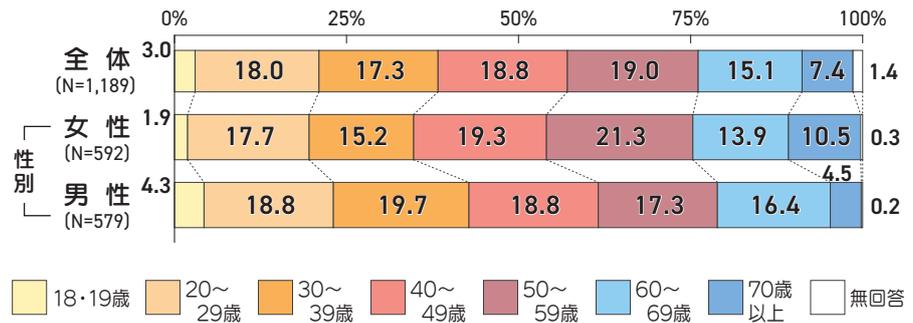
01 回答者の特徴

- ・ 回答者の性別は、「女性」49.8%、「男性」48.7%。
- ・ 年齢区分では、女性は「50代」が21.3%、男性は「30代」が19.7%で最も多い。
- ・ 配偶関係は、55.0%が配偶者（パートナー）有、そのうち共働きが63.2%、片働きが26.9%。

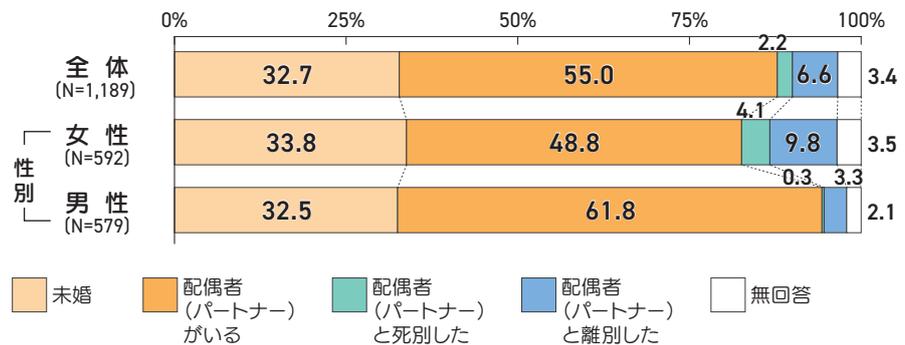
性別



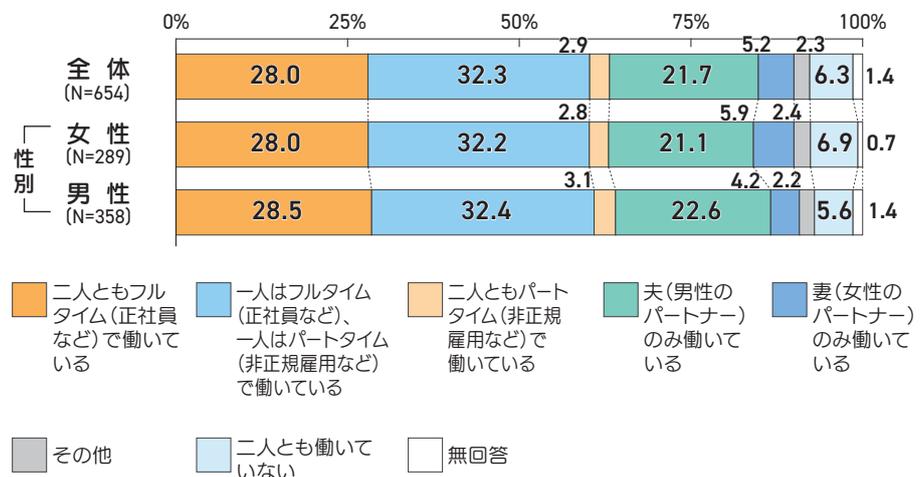
年齢



配偶関係



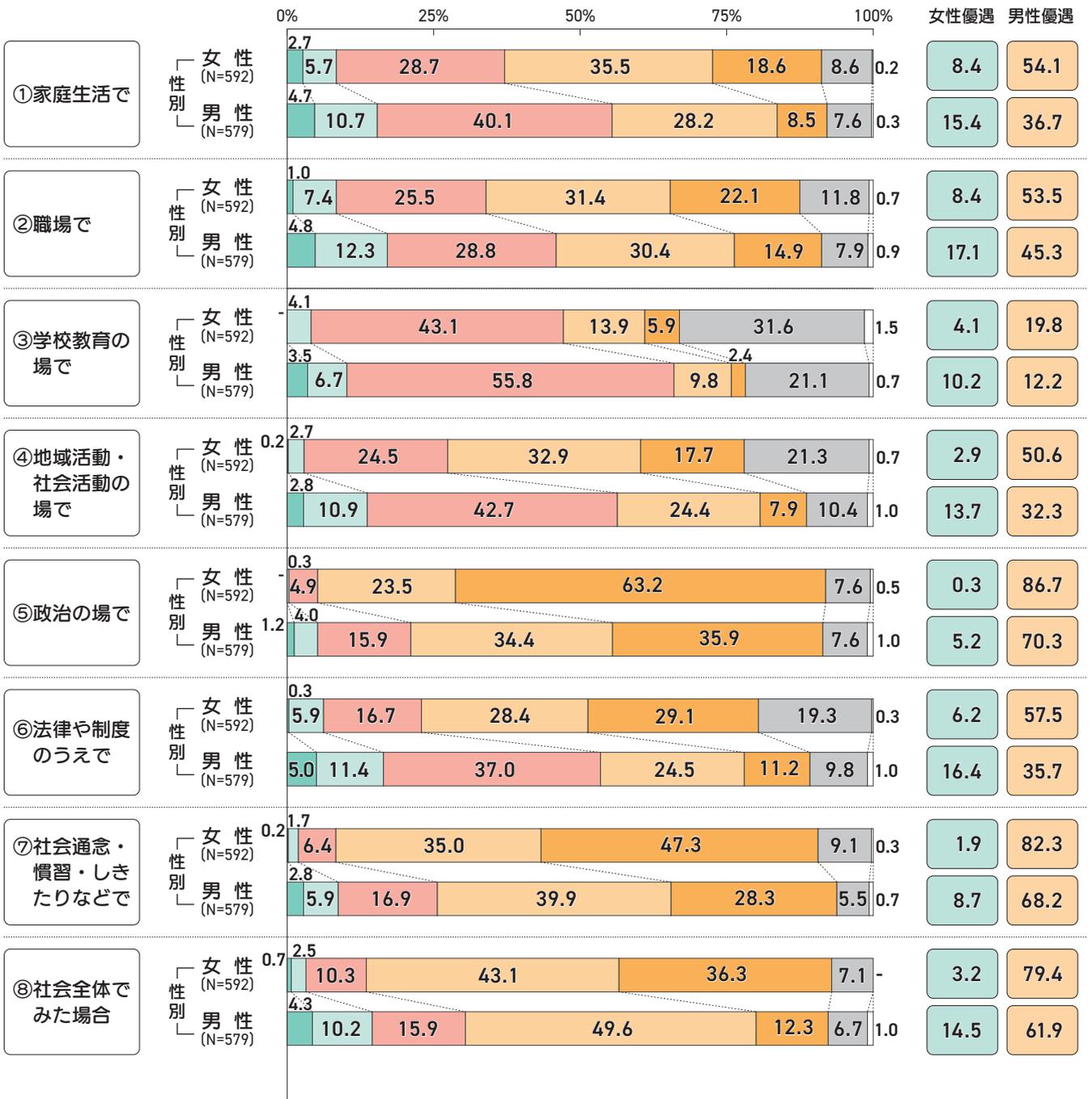
就労状況



02 男女の地位

● 男女の地位の平等感

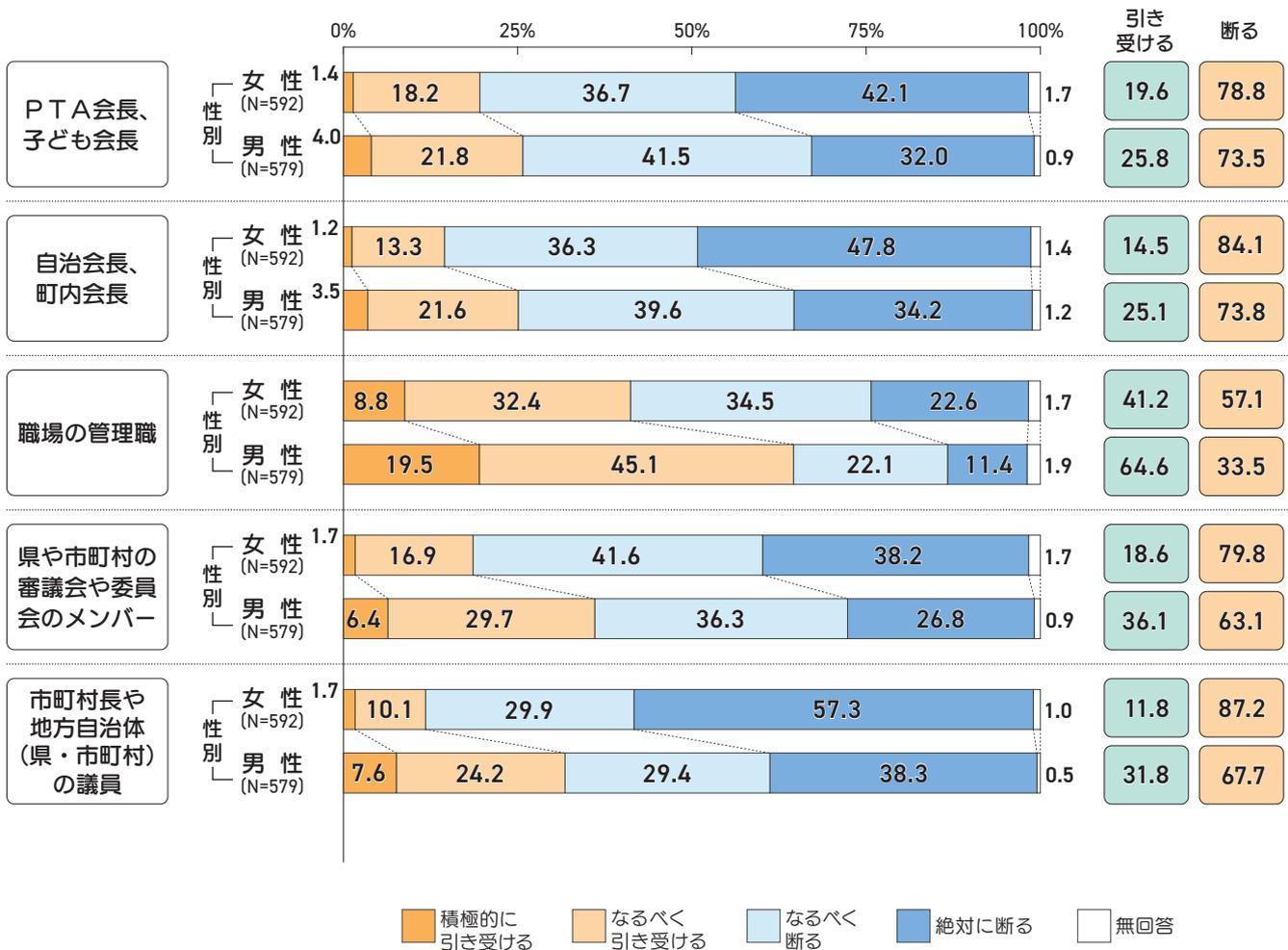
- ・『男性優遇』は、すべての質問項目で、女性は男性よりも多い。
- ・「政治の場」では、『男性優遇』が、男女ともに70%以上。
- ・「職場」「学校教育の場」以外では、『男性優遇』は、女性が男性よりも10ポイント以上上回っている。



■ 女性の方が優遇されている
 ■ どちらかといえば女性の方が優遇されている
 ■ 平等
 ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている
 ■ 男性の方が優遇されている
 ■ わからない
 無回答

● 役職や公職に就くことについて

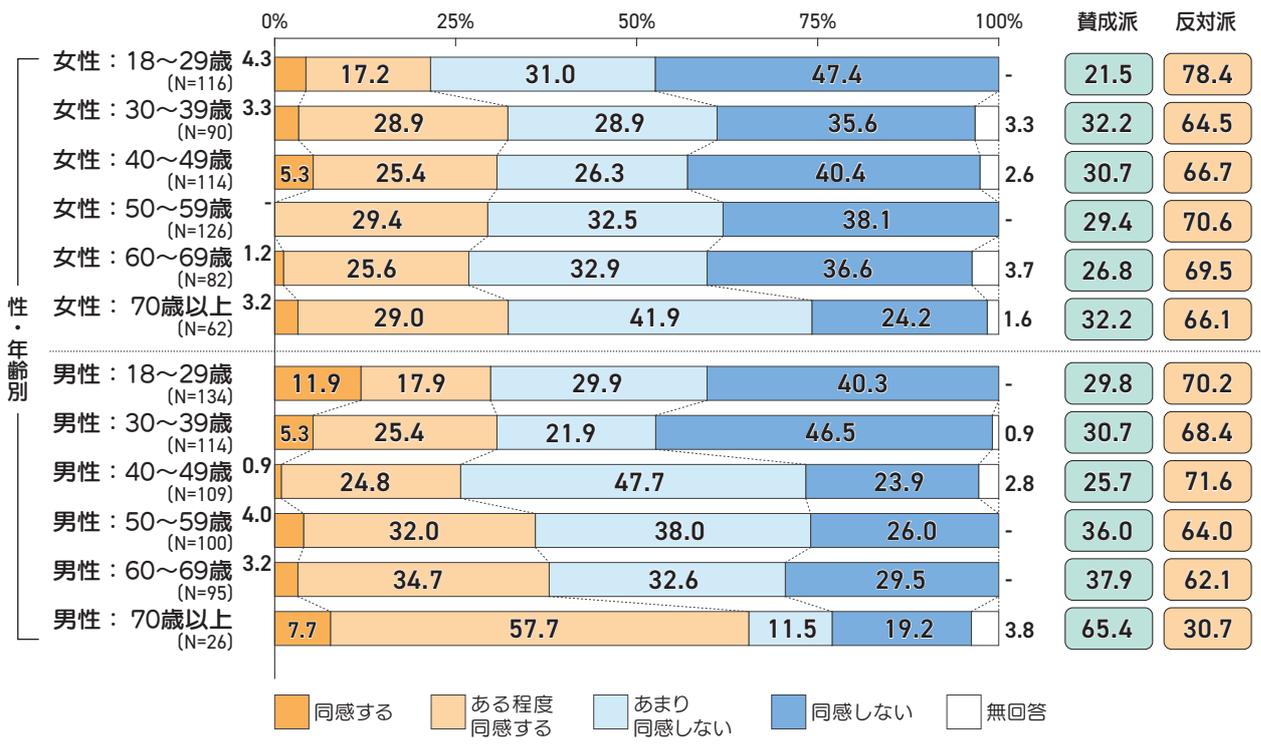
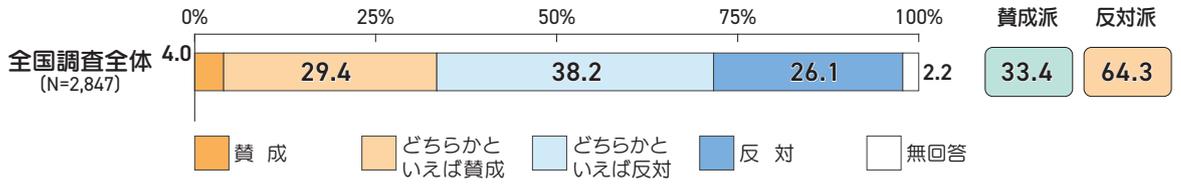
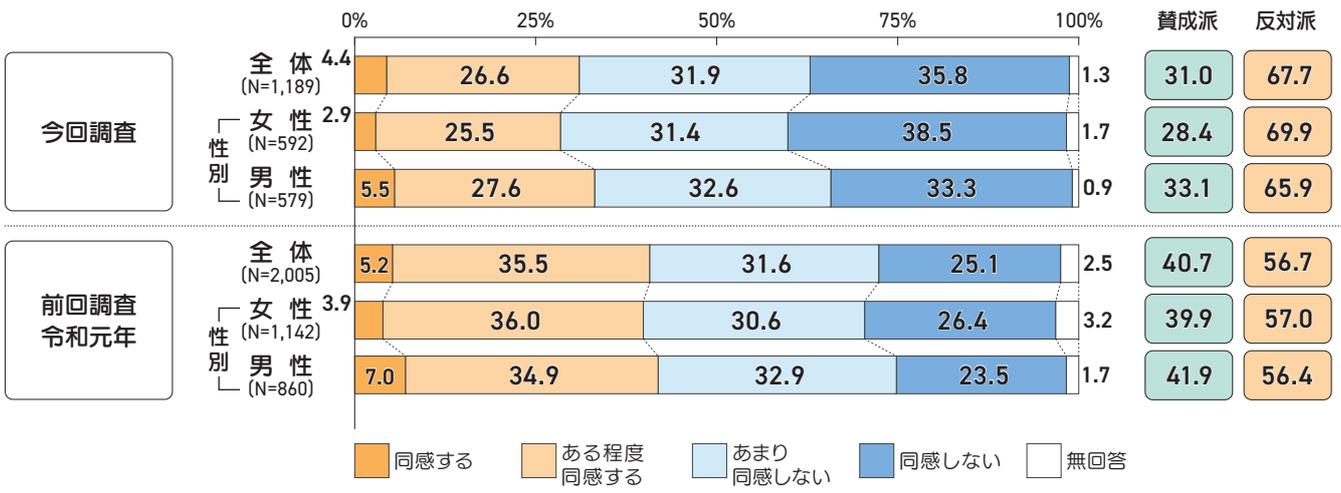
- 『断る』は、すべての質問項目で、女性は男性よりも多い。
- 「職場の管理職」は、『断る』が男女とも最も少なく、女性 (57.1%) と男性 (33.5%) の差が最も大きい。



03 家庭生活

● 性別役割分担意識

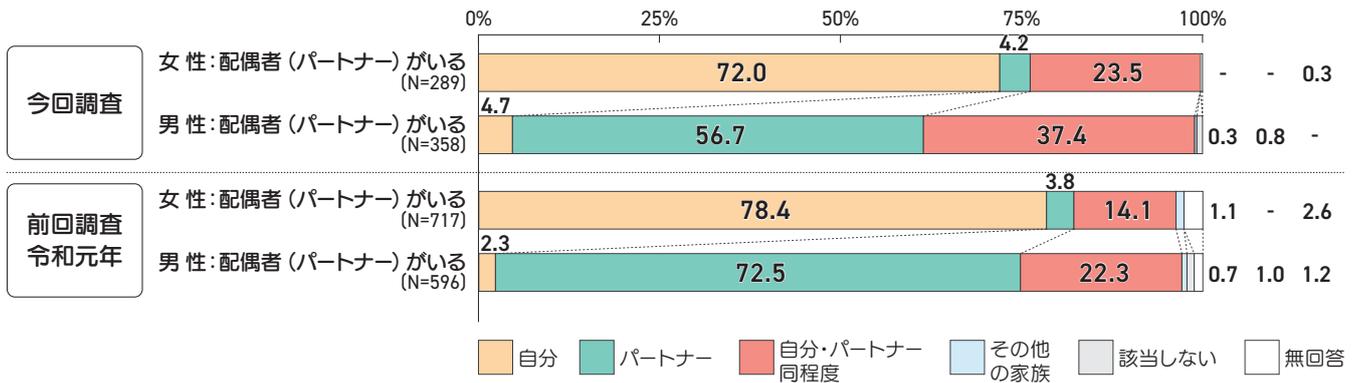
- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『反対派』が男女ともに60%以上。
- ・男女ともに『反対派』は、前回調査よりも約10ポイント増加。
- ・全国調査と比較すると、『反対派』は3.4ポイント上回っている。
- ・『反対派』を年齢別でみると、男性の70歳以上は30.7%と他の年代を大きく下回っている。



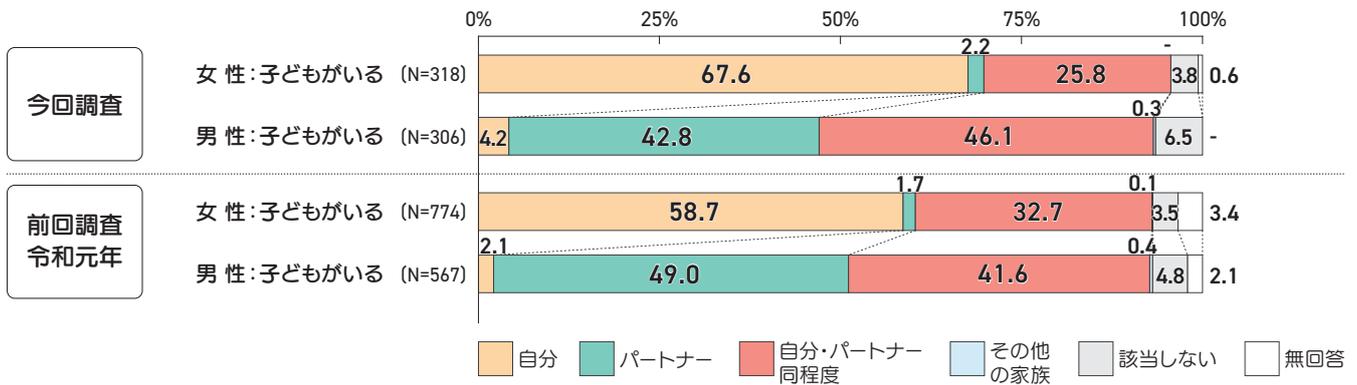
● 家庭内の役割分担の状況

- ・ 配偶者（パートナー）がいる人で「炊事、掃除、洗濯などの家事」を主にしている人は、女性は『自分』が72.0%、男性は『パートナー』が56.7%。
- ・ 「育児・子どものしつけ」は、女性は『自分』が67.6%、男性は『自分・パートナー同程度』が46.1%。
- ・ 「親の介護」は、『自分・パートナー同程度』が女性は32.9%、男性は46.1%。

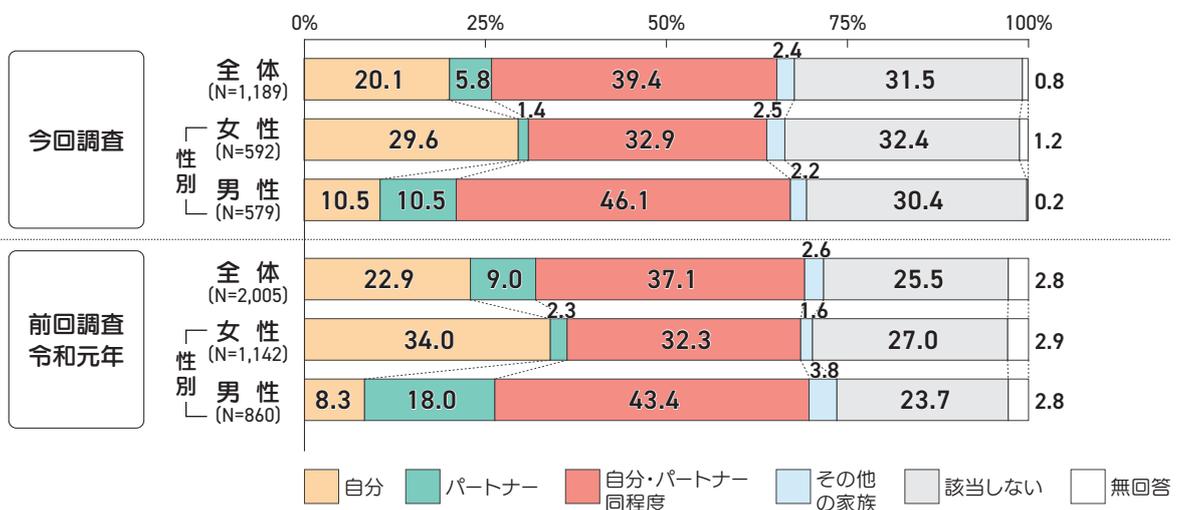
● 「炊事、掃除、洗濯などの家事」の役割分担



● 「育児・子どものしつけ」の役割分担



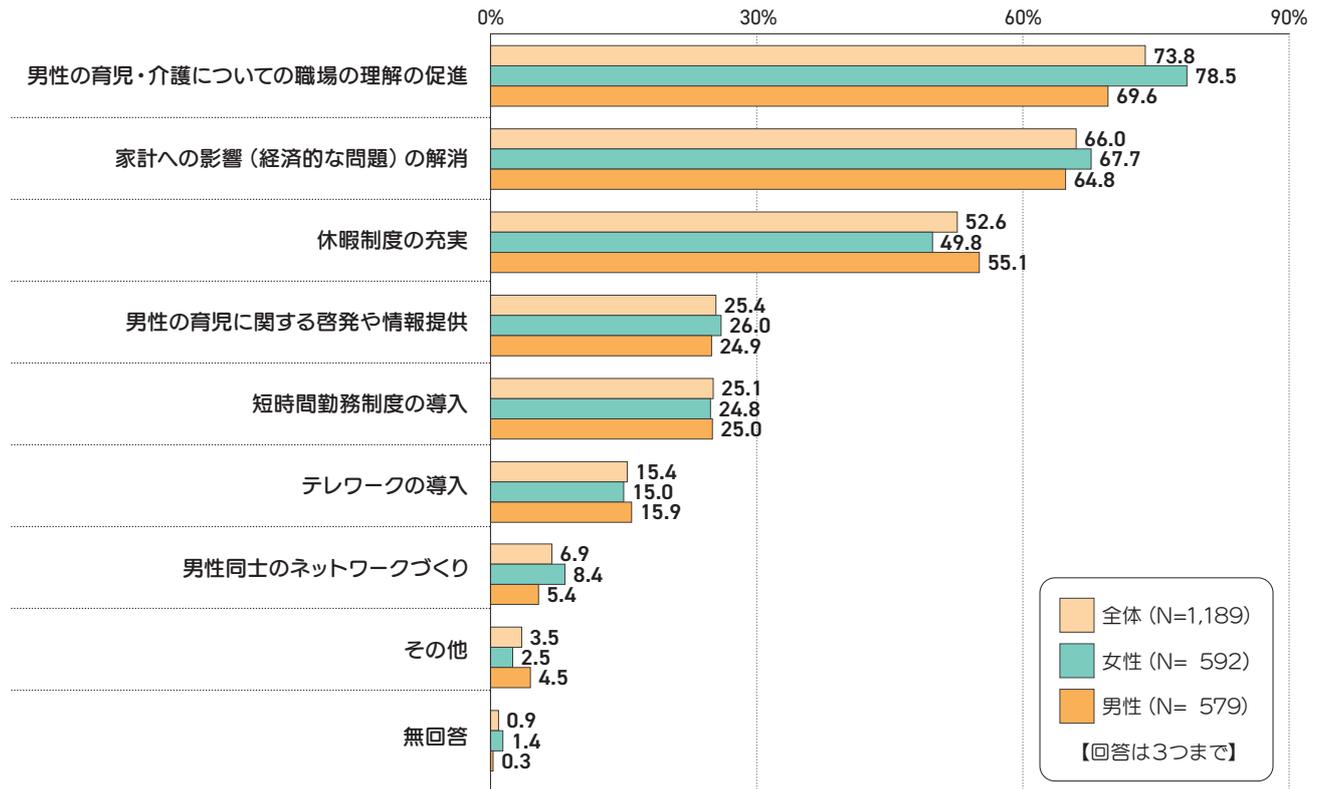
● 「親の介護」の役割分担



04 育児や介護

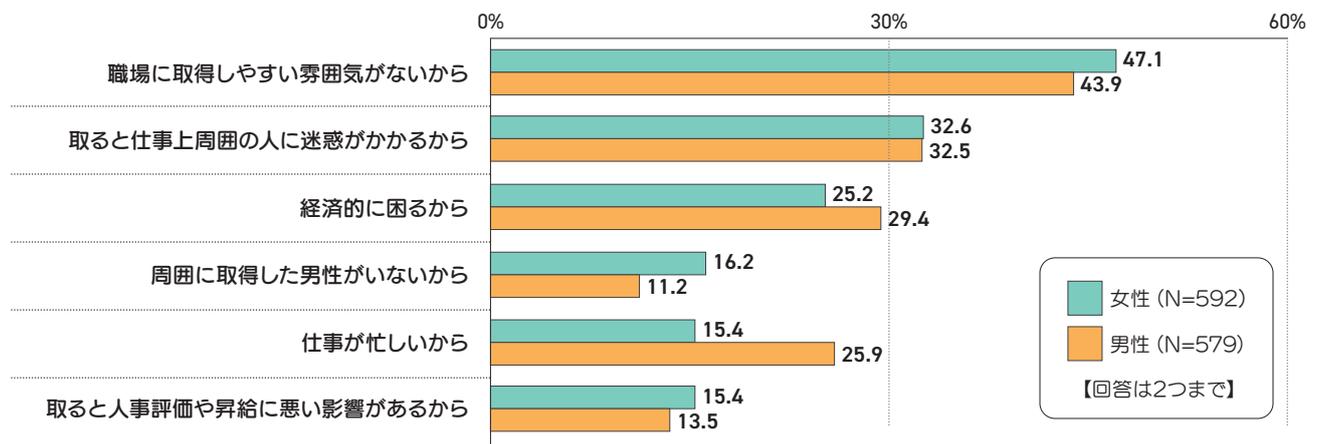
● 男女がともに育児・介護を担うために必要なこと

- ・「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」(73.8%)が最も多く、次いで「家計への影響(経済的な問題)の解消」(66.0%)、「休暇制度の充実」(52.6%)の順。
- ・「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」では、女性(78.5%)と男性(69.6%)の差が最も大きい。



● 男性が育児休業を取得しない(できない)理由(上位6項目)

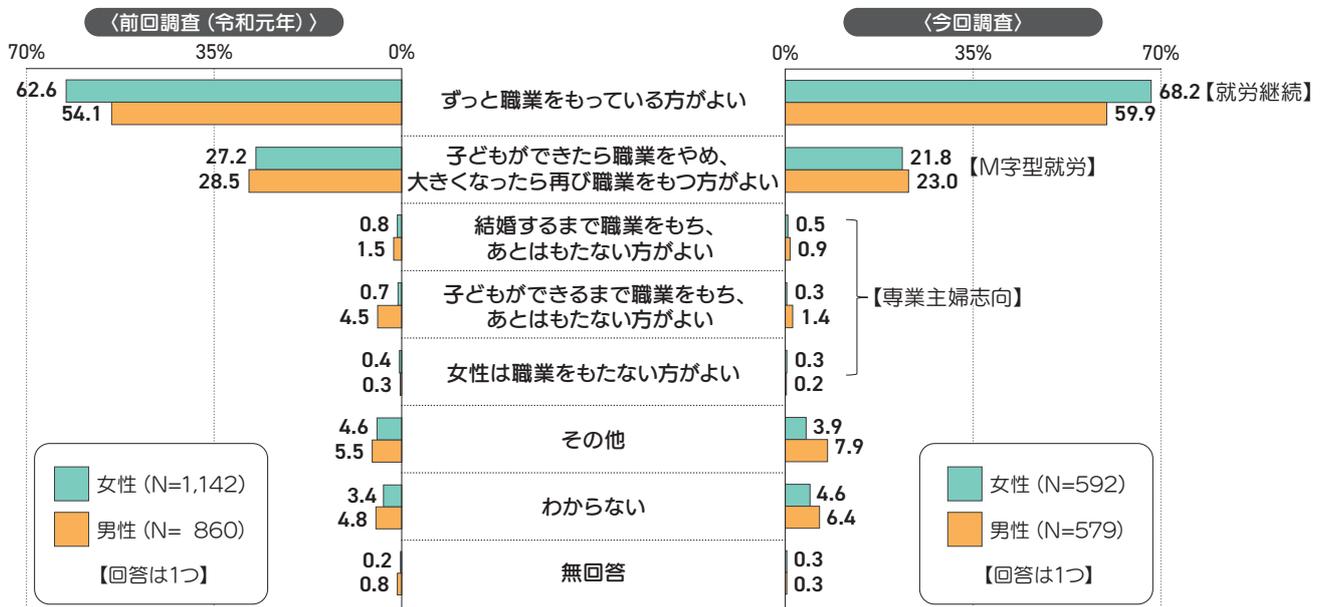
- ・「職場に取得しやすい雰囲気がないから」が、男女ともに最も多い。
- ・「仕事が忙しいから」では、女性(15.4%)と男性(25.9%)の差が最も大きい。



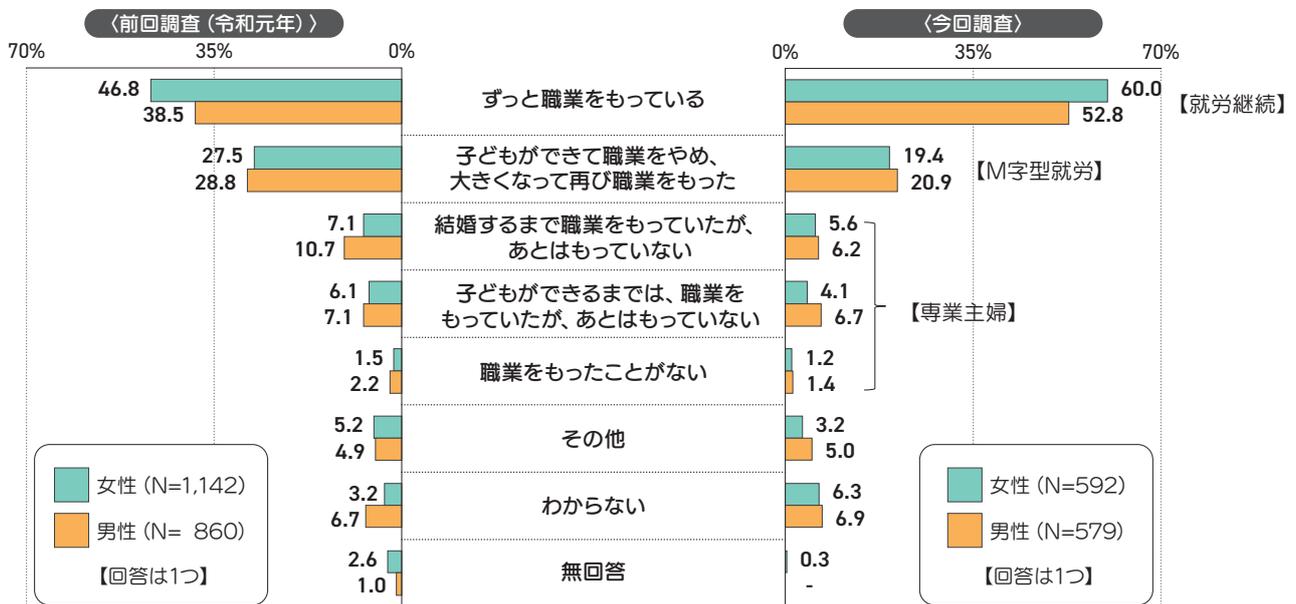
05 職業

- ・女性が職業をもつことについての考え方は、「ずっと職業をもっているほうがよい(就労継続)」は、女性は68.2%、男性は59.9%で、前回調査よりも男女ともに約6ポイント増加。
- ・「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は、前回調査よりも男女とも約5ポイント減少。
- ・実際の女性の働き方は、男女とも「ずっと職業をもっている(就労継続)」が最も多く、前回調査よりも女性は13.2ポイント、男性は14.3ポイント増加。
- ・考え方と現実を比較すると『就労継続』は、「現実」の方が女性は8.2ポイント、男性は7.1ポイント下回っている。

● 女性が職業をもつことについての考え方

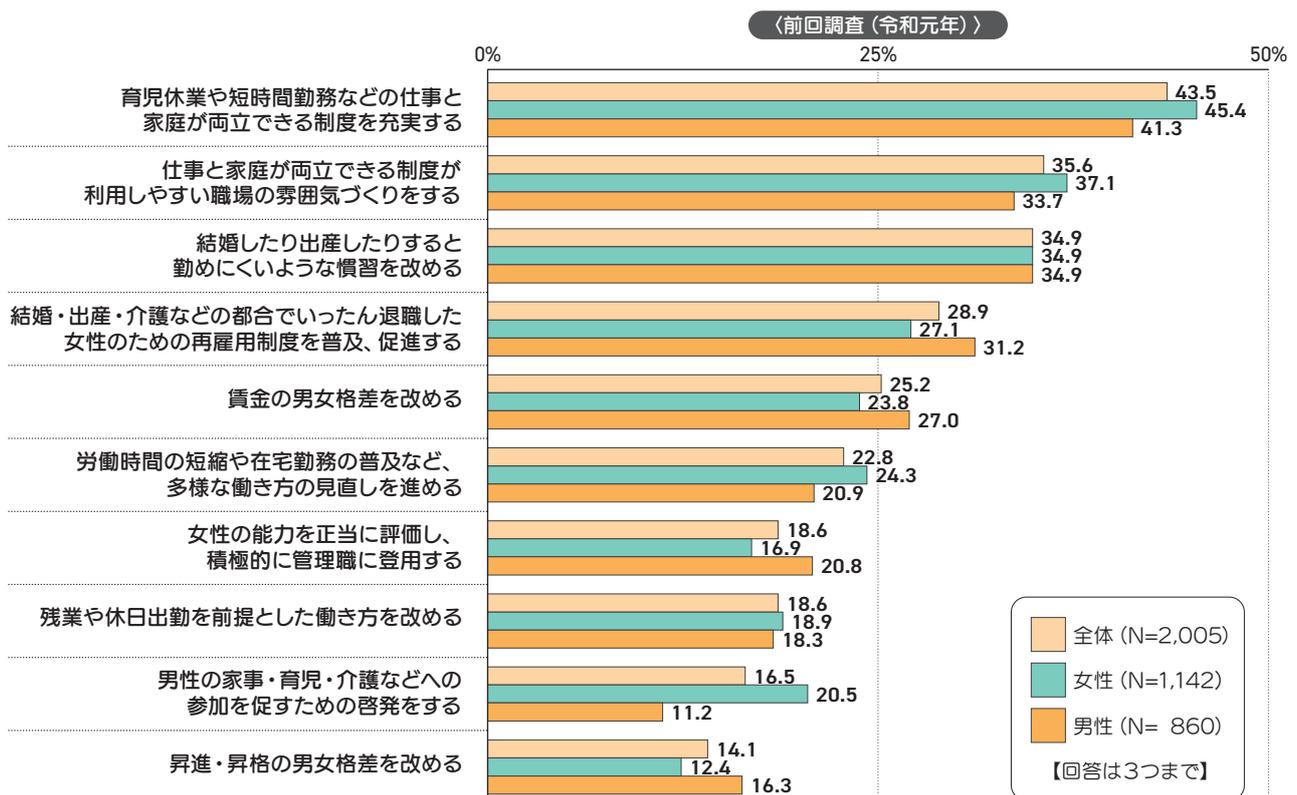
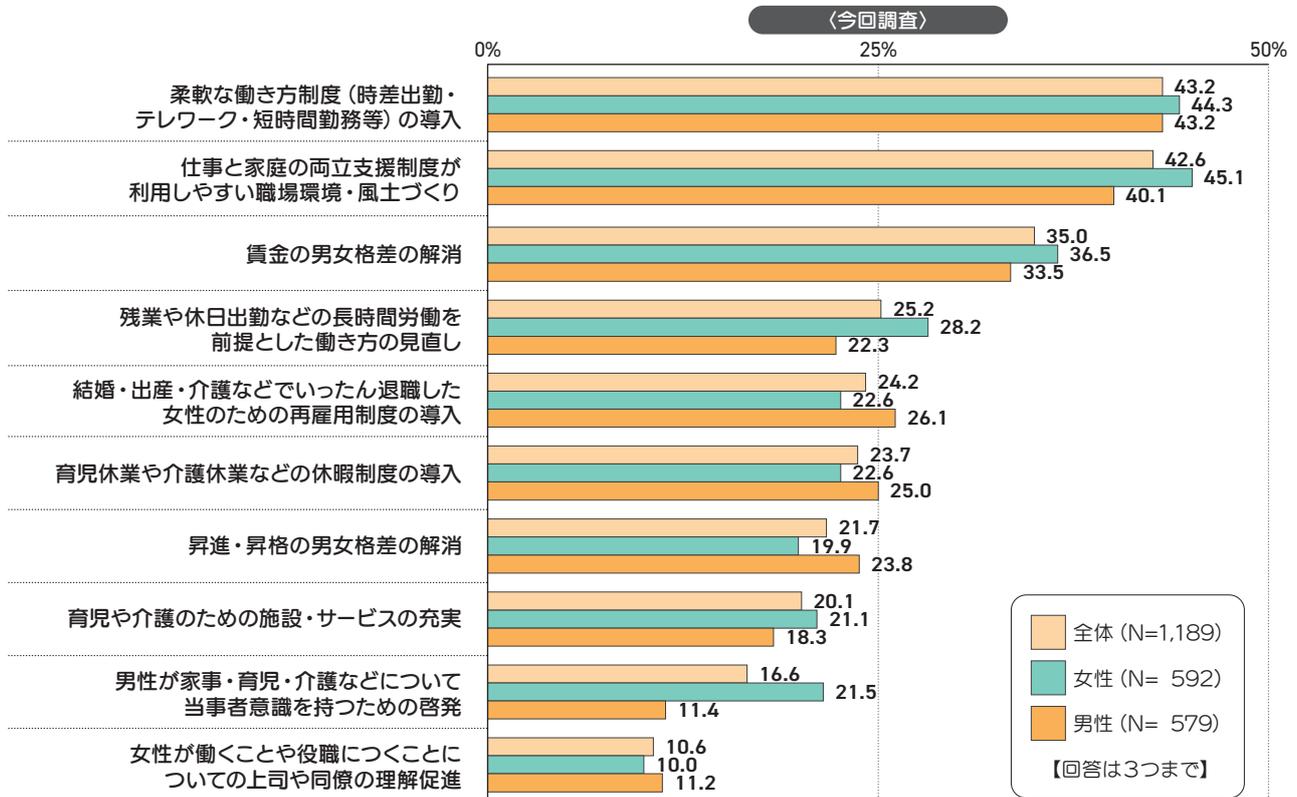


● 実際の女性の働き方について



● 女性が働き続けるために必要なこと（上位10項目）

- ・「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」（43.2%）が最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」（42.6%）、「賃金の男女格差の解消」（35.0%）の順。
- ・「男性が家事・育児・介護などについて当事者意識を持つための啓発」では、女性（21.5%）と男性（11.4%）の差が最も大きい。

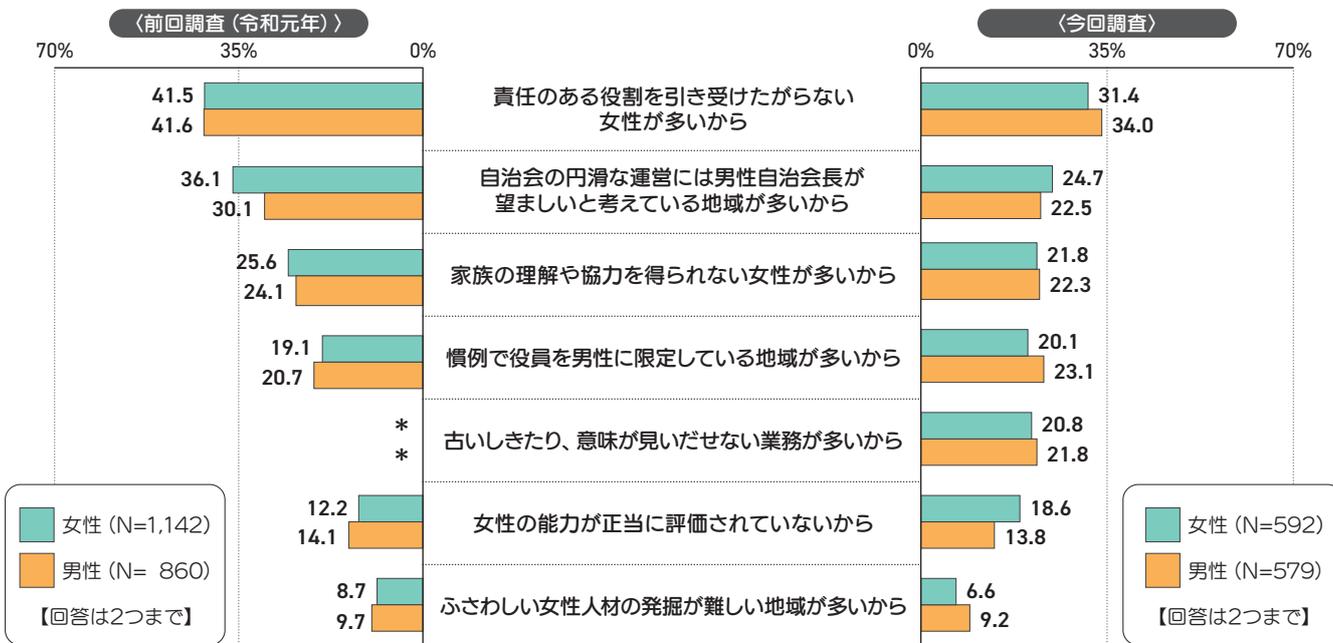


※選択肢の項目や文言が異なっているが、参考のために前回調査の上位10項目を掲載。

06 地域活動

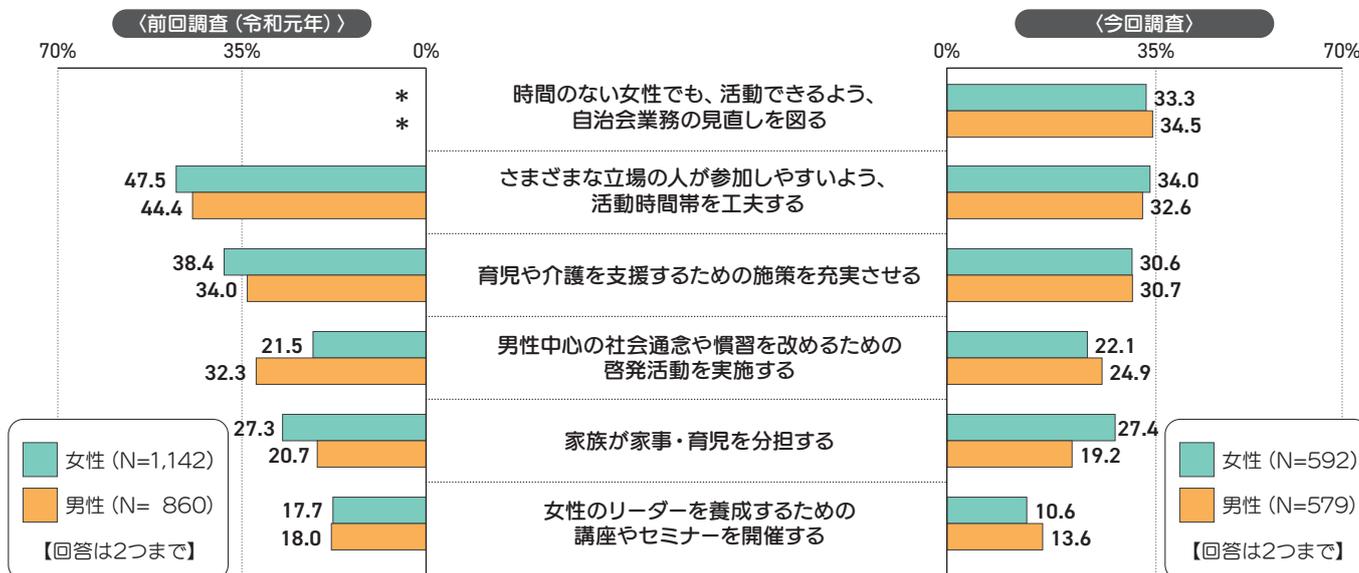
● 自治会役員に女性が少ない理由 (主なもの)

- ・「責任のある役割を引き受けたがらない女性が多いから」が女性31.4%、男性34.0%で最も多い。
- ・「女性の能力が正当に評価されていないから」では、女性(18.6%)と男性(13.8%)の差が最も大きい。



● 地域の女性リーダーを増やすために必要なこと (主なもの)

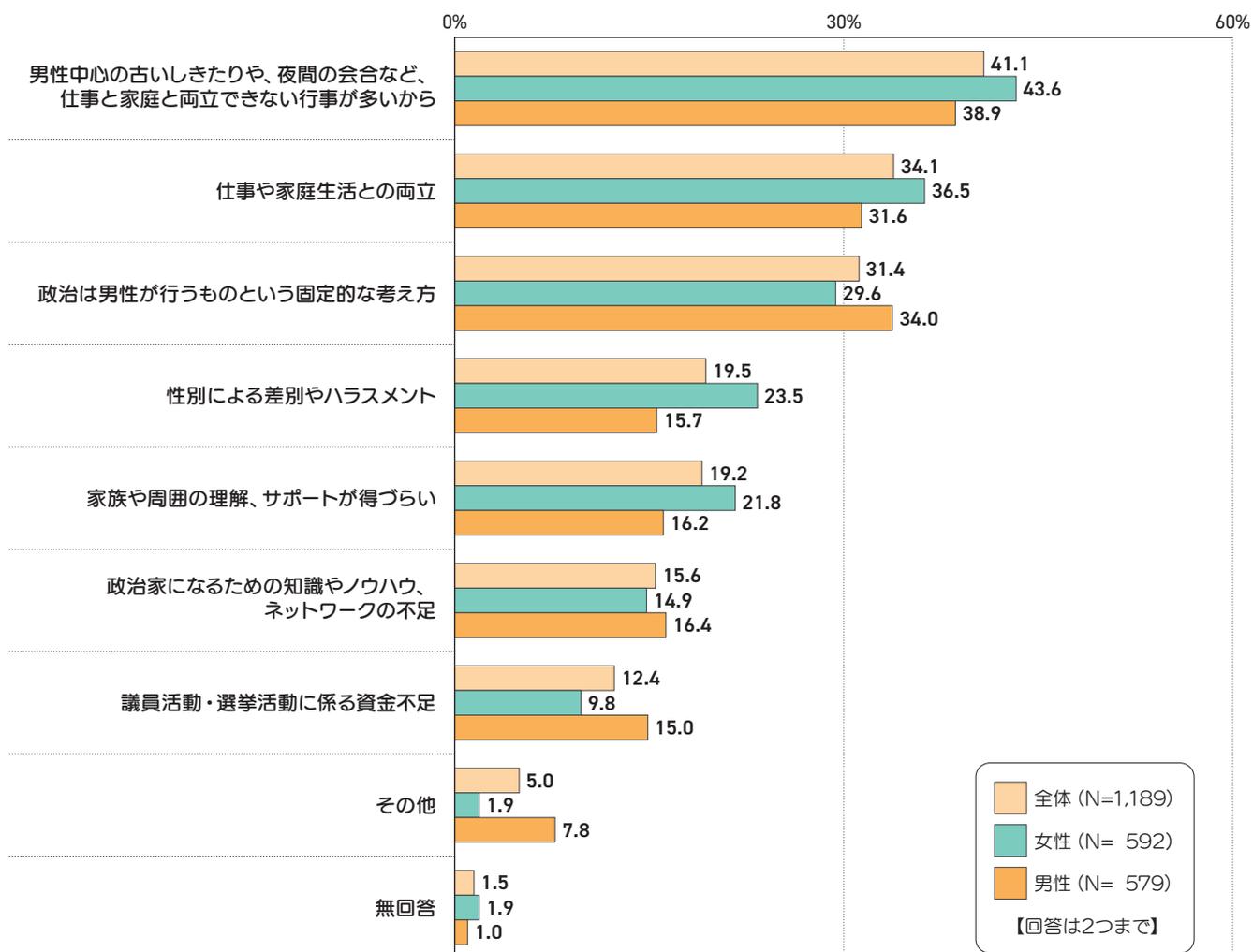
- ・「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が女性で34.0%、「時間のない女性でも、活動できるよう、自治会業務の見直しを図る」が男性で34.5%とそれぞれ最も多い。
- ・「家族が家事・育児を分担する」は、女性(27.4%)が男性(19.2%)を8.2ポイント上回り、差が最も大きい。



07 政治分野における男女共同参画

● 政治分野への女性の参画を阻む障壁

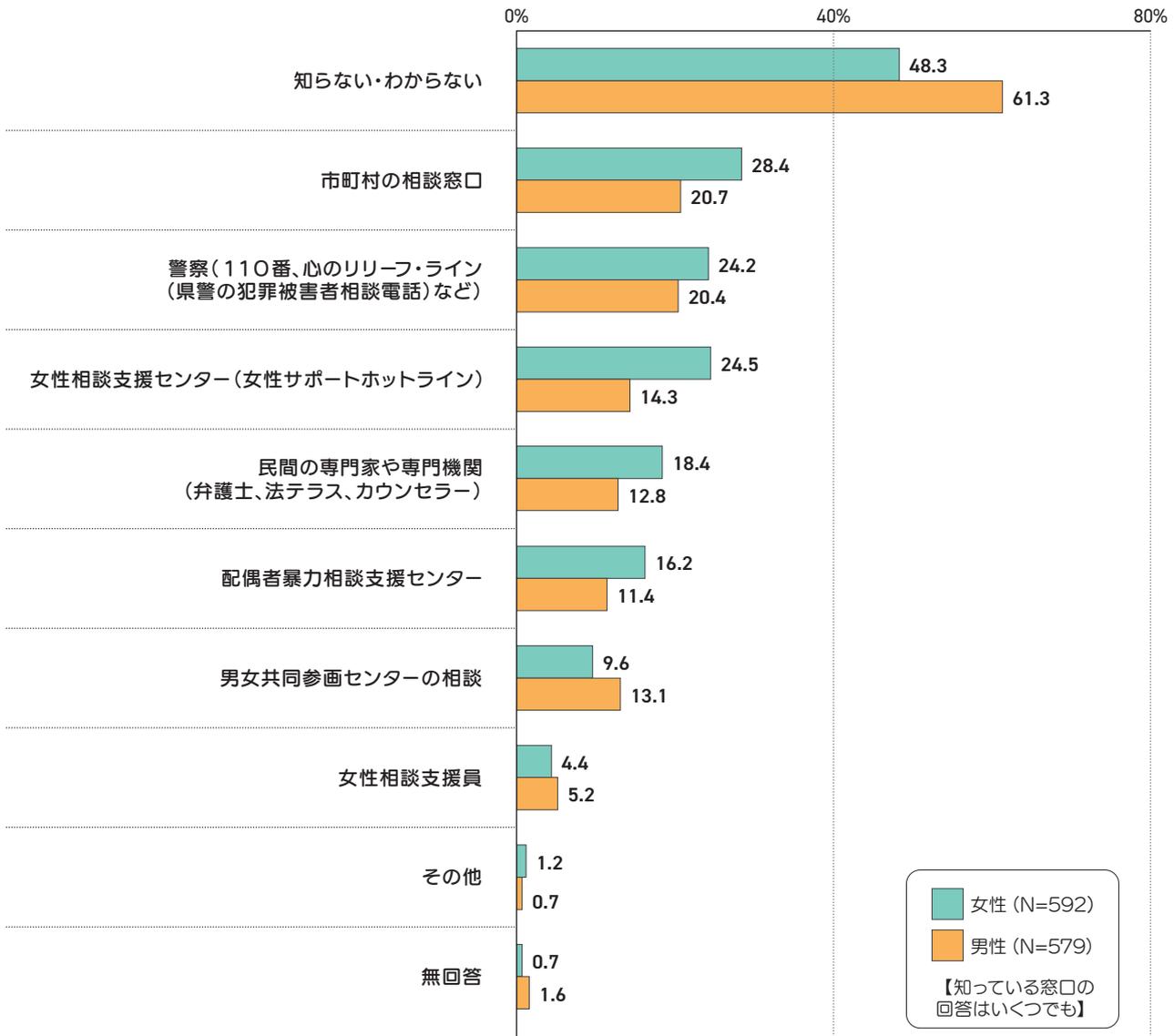
- ・「男性中心の古いしきたりや、夜間の会合など、仕事と家庭と両立できない行事が多いから」(41.1%)が最も多い。
- ・「性別による差別やハラスメント」では、女性(23.5%)と男性(15.7%)の差が最も大きい。



08 悩みを相談する体制

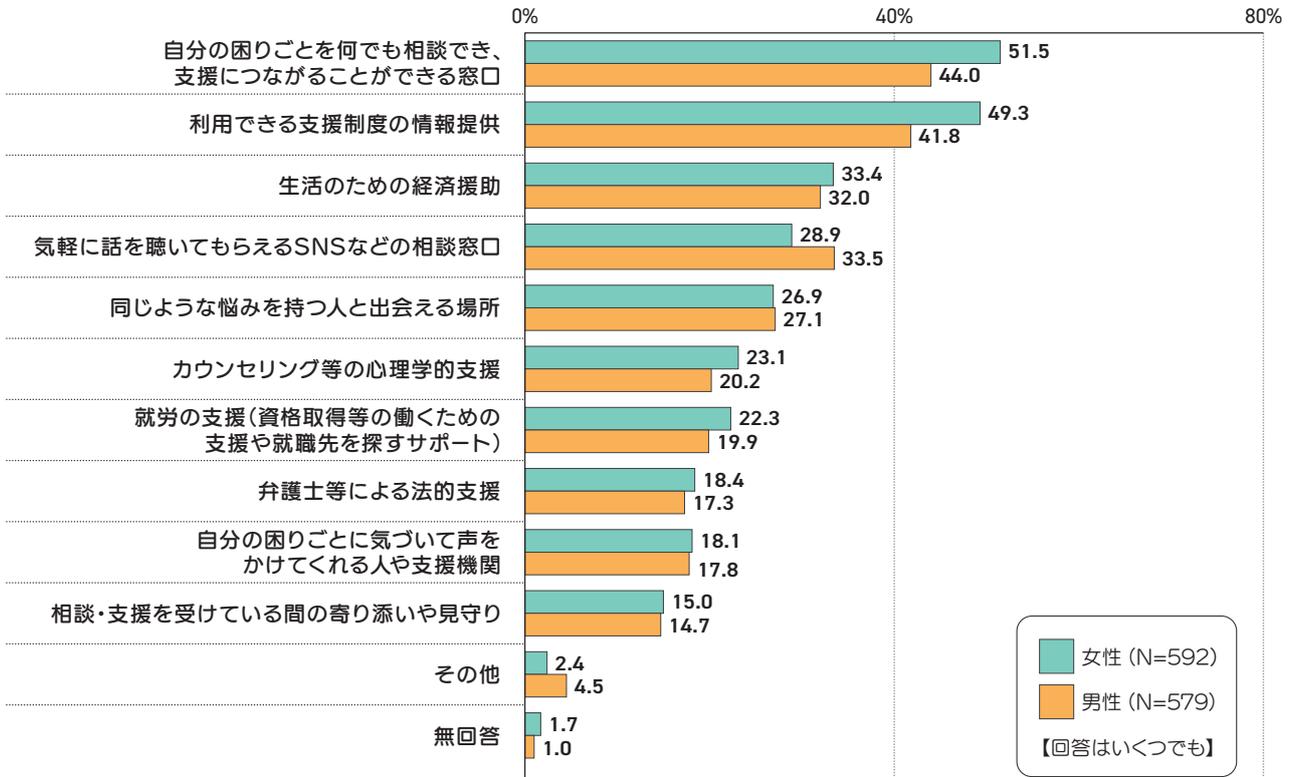
● 女性のための相談窓口の認知

- ・ 「知らない・わからない」が最も多い。
- ・ 知っている相談窓口で最も多いのは、「市町村の相談窓口」である。



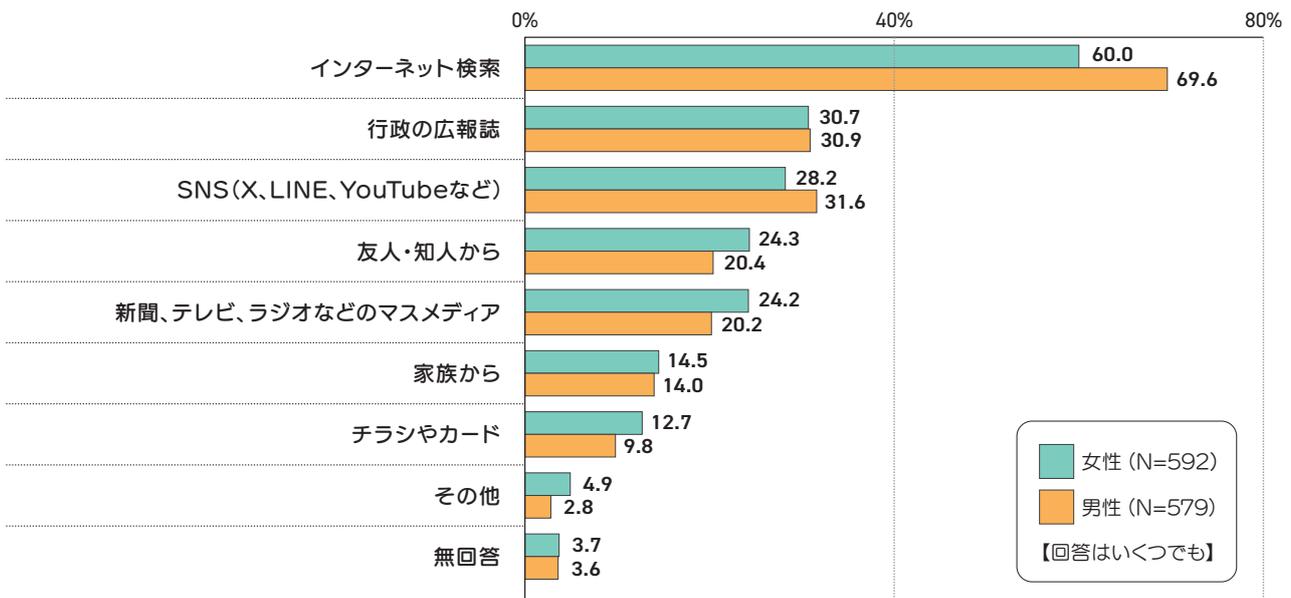
● 女性の方の悩み・困りごとを解決するために求める環境や支援

・「自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながるることができる窓口」が、男女ともに最も多い。



● 相談先情報の入手方法

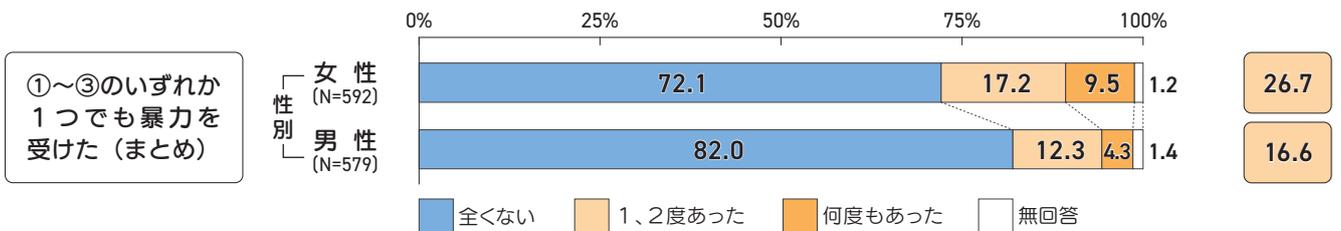
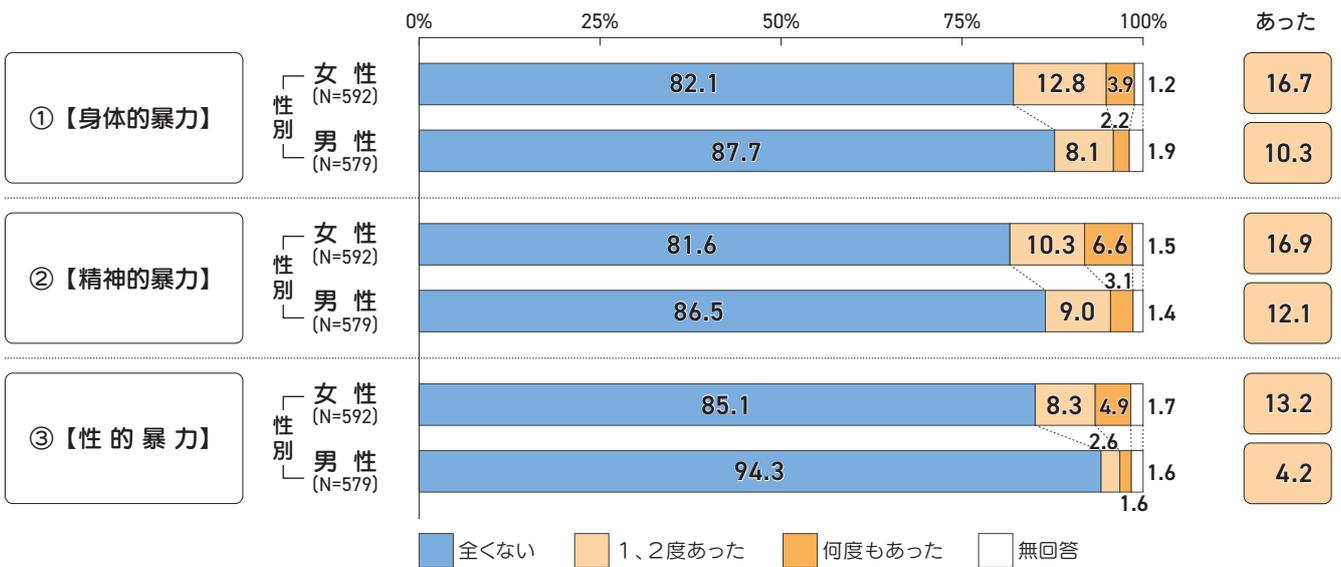
・「インターネット検索」が男女ともに最も高く、60%以上となっている。



09 配偶者などからの暴力について

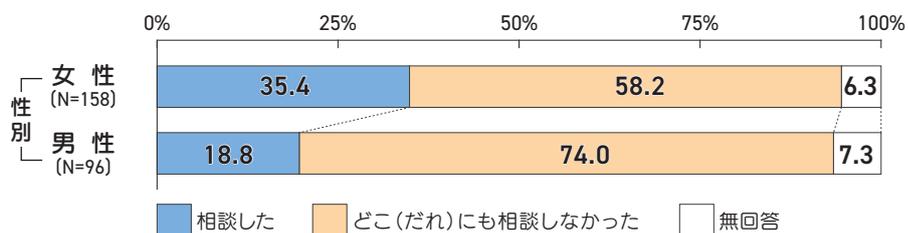
● DV（配偶者や交際相手からの暴力）の経験

- ・ 女性は、「精神的暴力」(16.9%) が最も多く、次いで「身体的暴力」(16.7%)、「性的暴力」(13.2%) の順。
- ・ 男性も、「精神的暴力」(12.1%) が最も多く、次いで「身体的暴力」(10.3%)、「性的暴力」(4.2%) の順。
- ・ 「これらの暴力のいずれか一つでも受けたことがある」は、女性は26.7%、男性は16.6%。



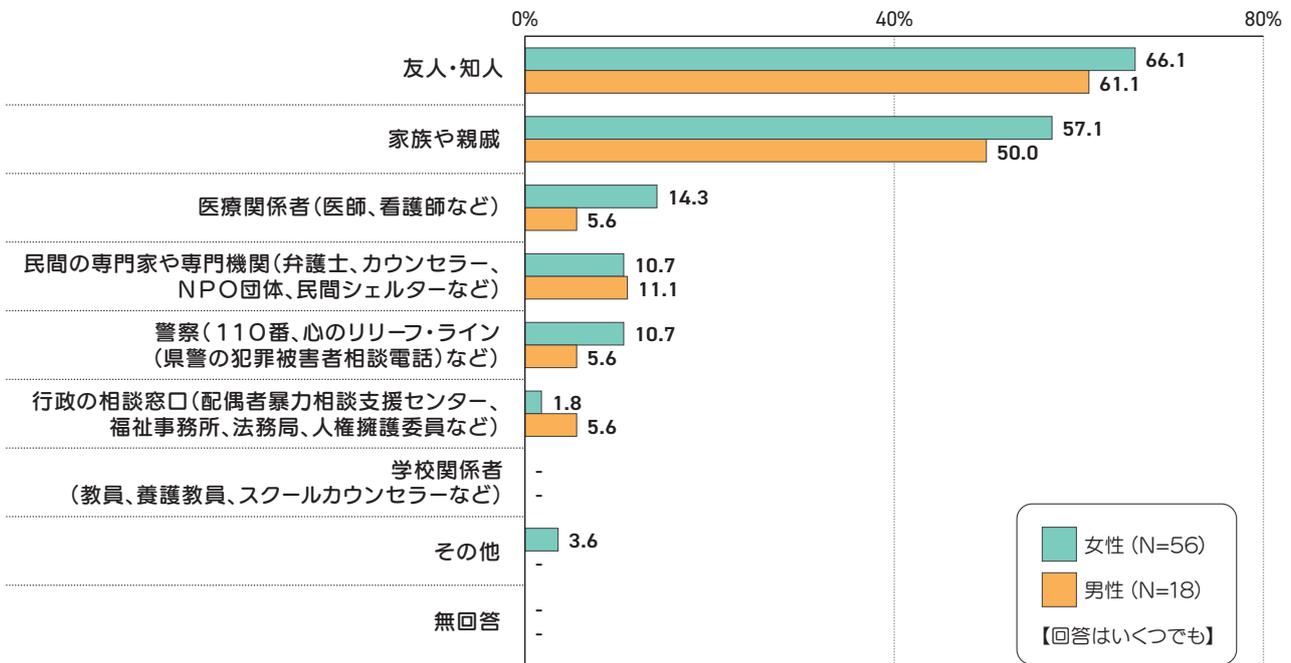
● 相談の有無

- ・ 被害経験がある人で、「相談した」は、女性では35.4%、男性は18.8%。



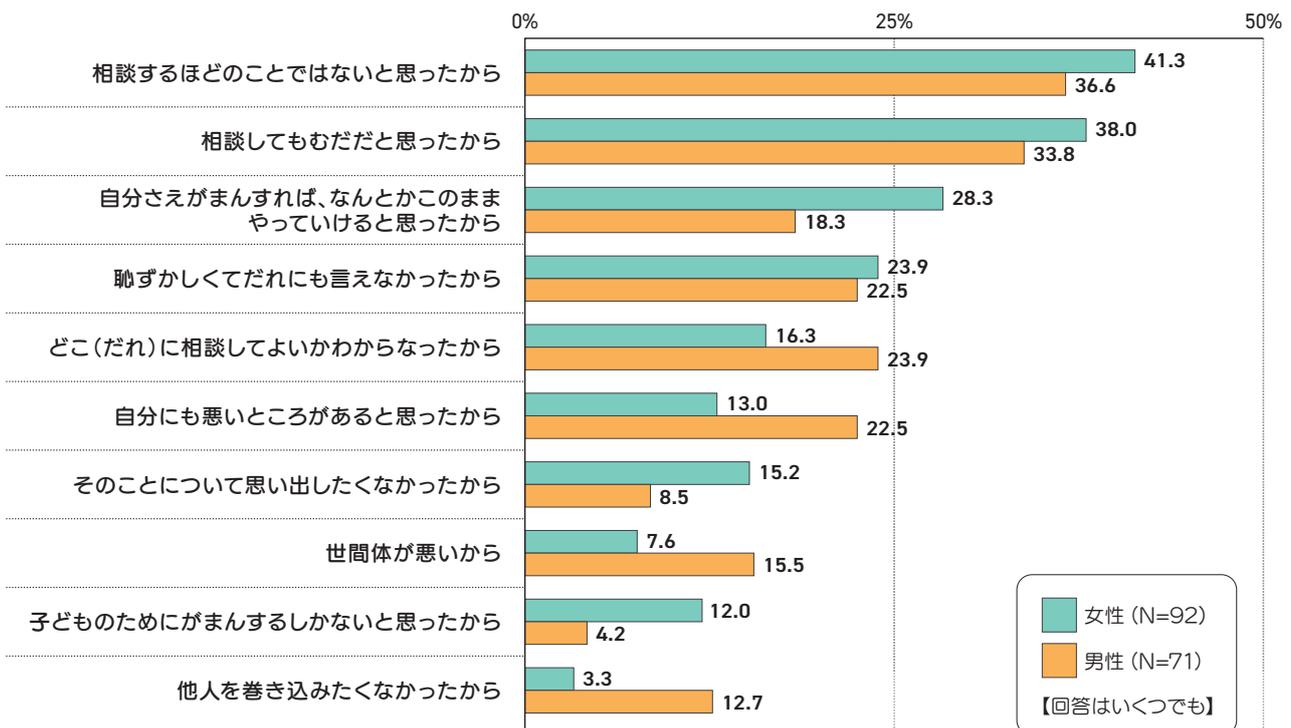
● DV（配偶者や交際相手からの暴力）の相談先

- ・ 男女ともに「友人・知人」が最も多く60%以上。
- ・ 「医療関係者（医師・看護師など）」では、女性（14.3%）が男性（5.6%）よりも8.7ポイント上回っている。



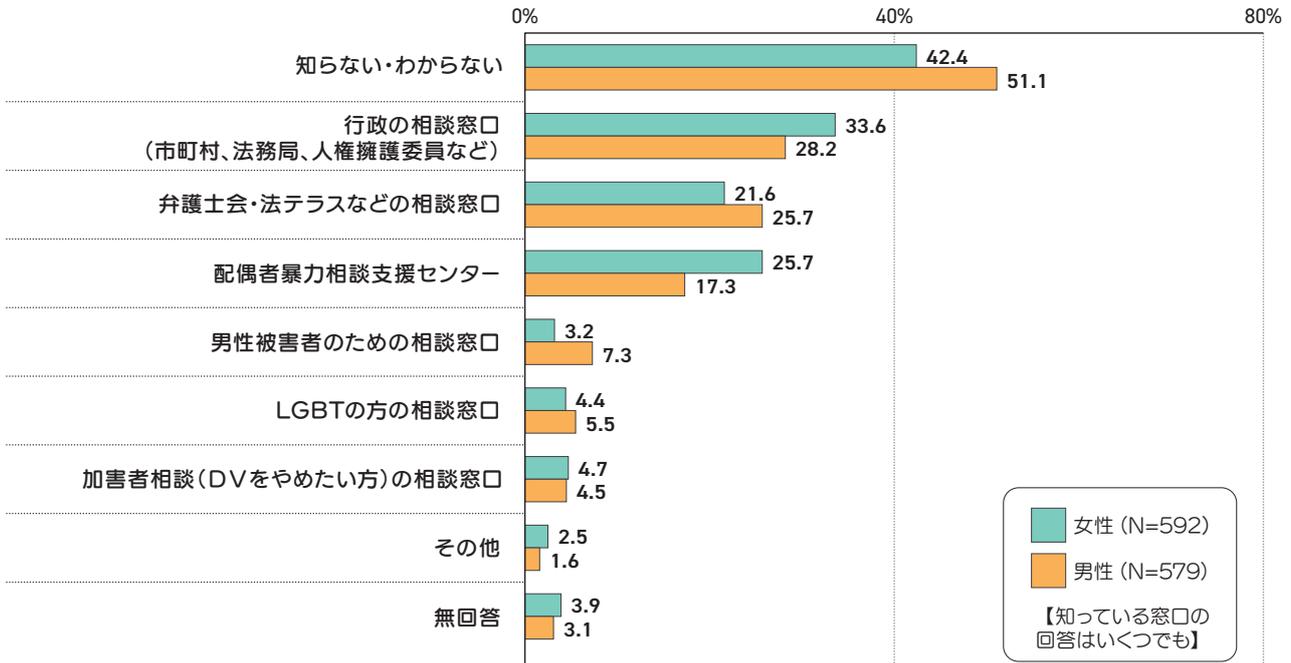
● DV（配偶者や交際相手からの暴力）を相談しなかった理由（主なもの）

- ・ 誰にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多い。



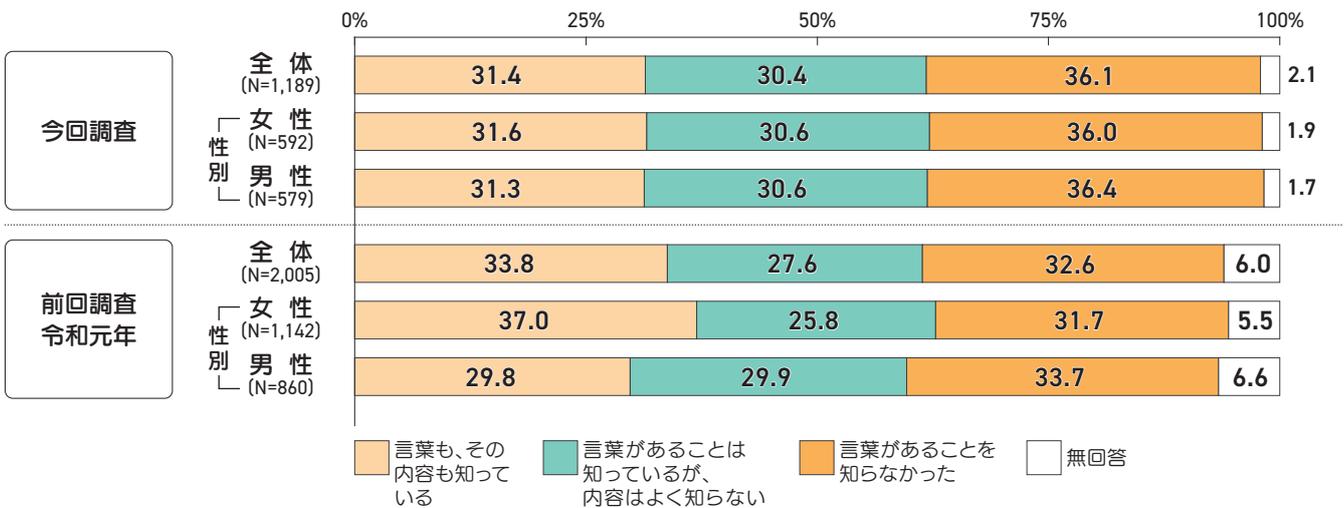
● DV（配偶者や交際相手からの暴力）についての相談窓口の認知

・「知らない・わからない」は、女性（42.4%）、男性（51.1%）。



● デートDV（交際相手からの暴力）の認知

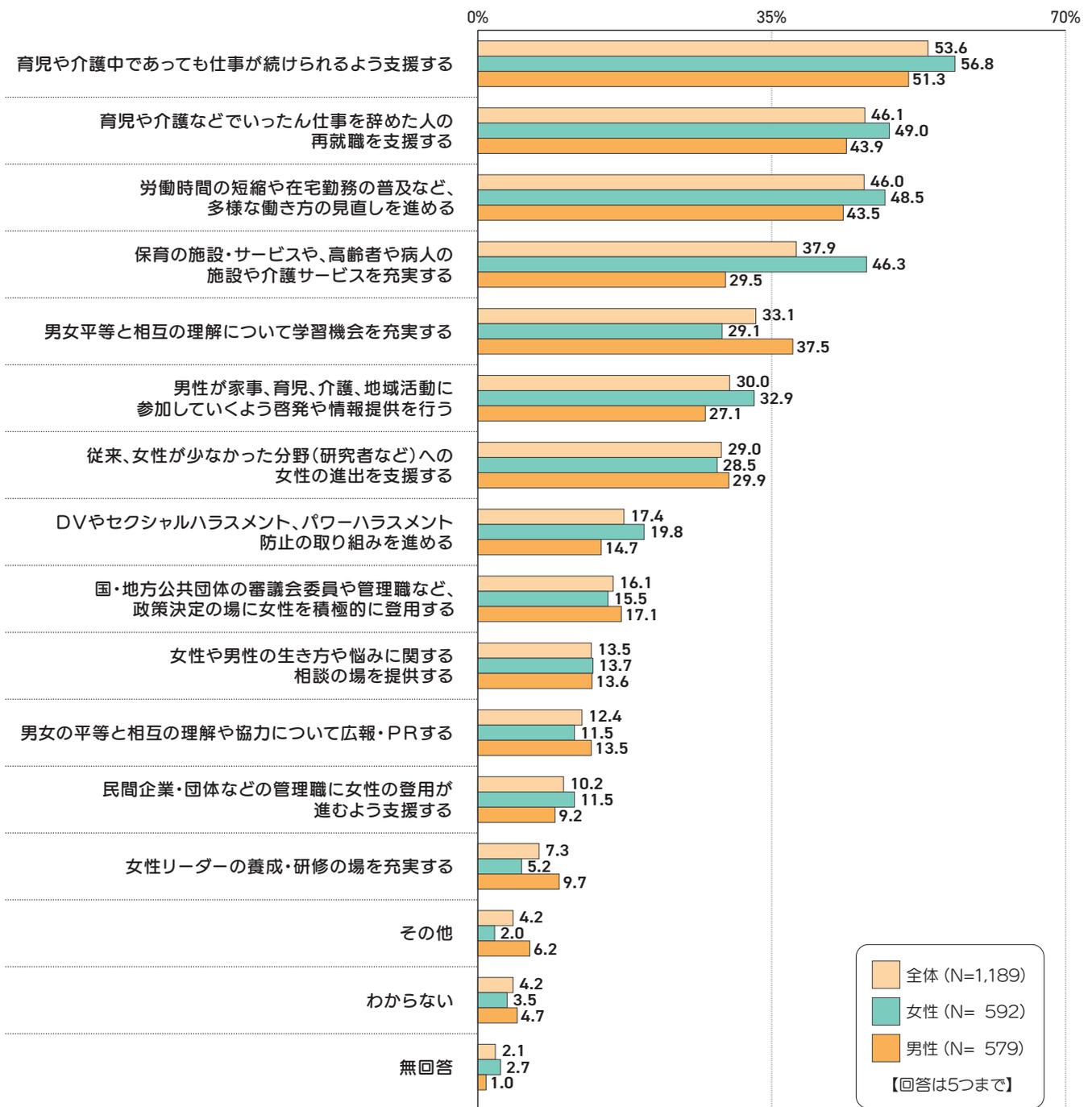
・「言葉も、その内容も知っている」が女性31.6%、男性31.3%。
 ・女性では、前回調査よりも「言葉も、その内容も知っている」は5.4ポイント低下。



10 男女共同参画社会の実現

● 「男女共同参画社会」を実現するために行政が今後力を入れること

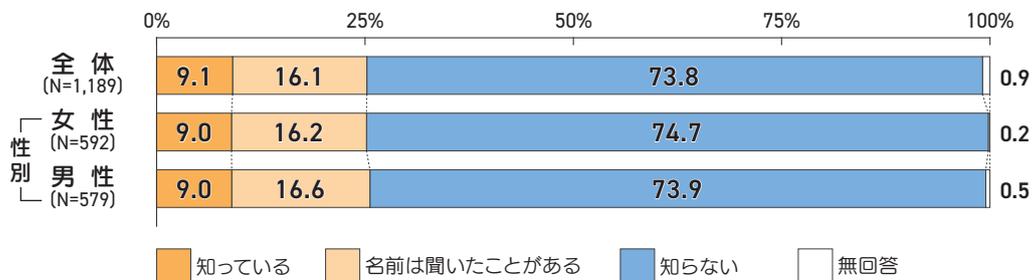
- ・「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(53.6%) が最も多く、次いで「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(46.1%)、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、多様な働き方の見直しを進める」(46.0%)の順。
- ・「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」は女性(46.3%)が男性(29.5%)を16.8ポイント上回り大きな差がある。



11 男女共同参画センター

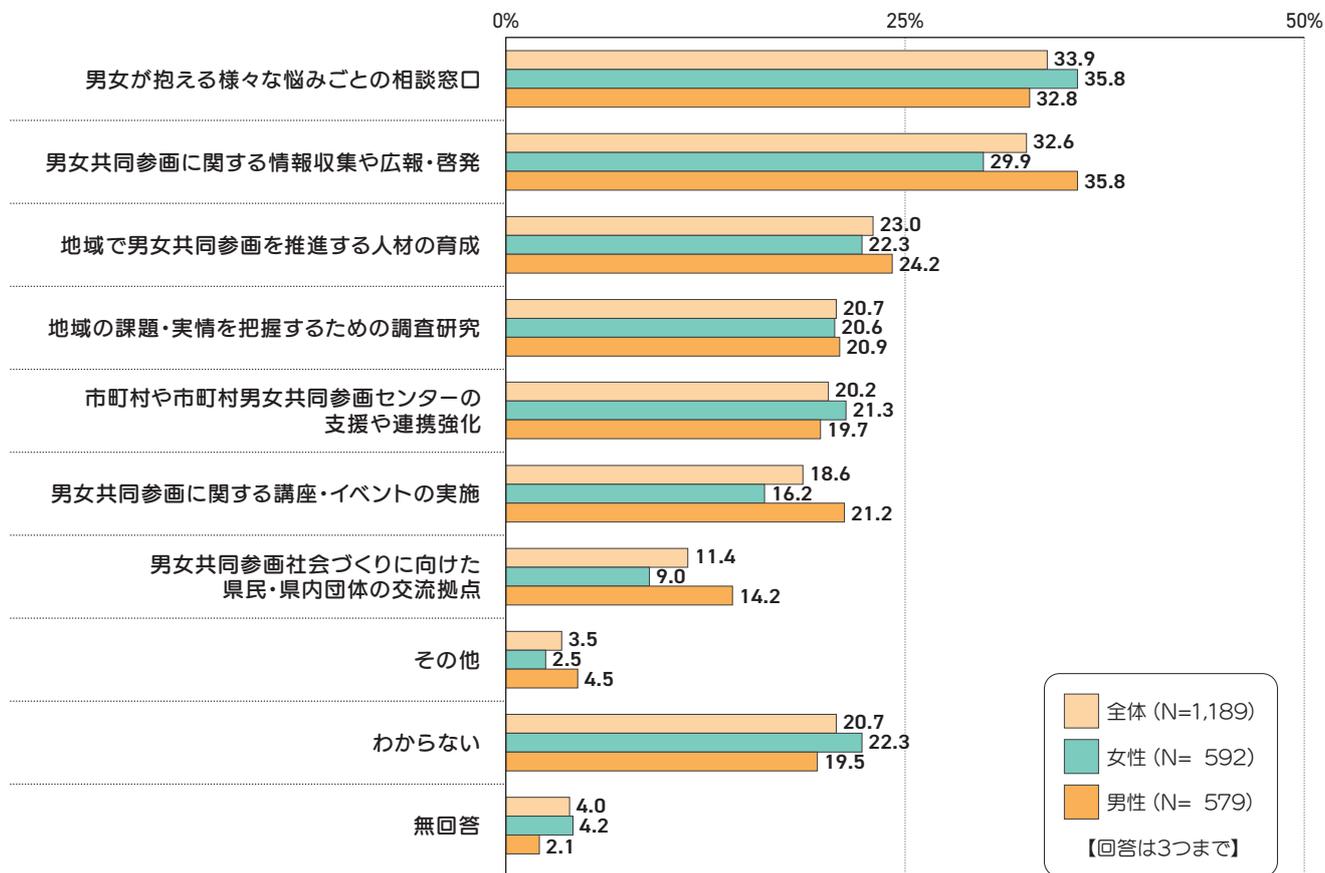
● 男女共同参画センターの認知

- ・「知っている」または「名前は聞いたことがある」は、25.2%となっている。
- ・性別での大きな差はない。



● 男女共同参画センターに期待する役割

- ・「男女が抱える様々な悩みごとの相談窓口」(33.9%) が最も多く、次いで「男女共同参画に関する情報収集や広報・啓発」(32.6%) の順。
- ・「男女共同参画に関する情報収集や広報・啓発」では、女性(29.9%)と男性(35.8%)の差が最も大きい。



福岡県行政資料

分類記号 JD	所属コード 5200408
登録年度 06	登録番号 0006

男女共同参画社会に向けての意識調査
〈概要版〉

令和7年3月

発行 / 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL. 092-643-3391